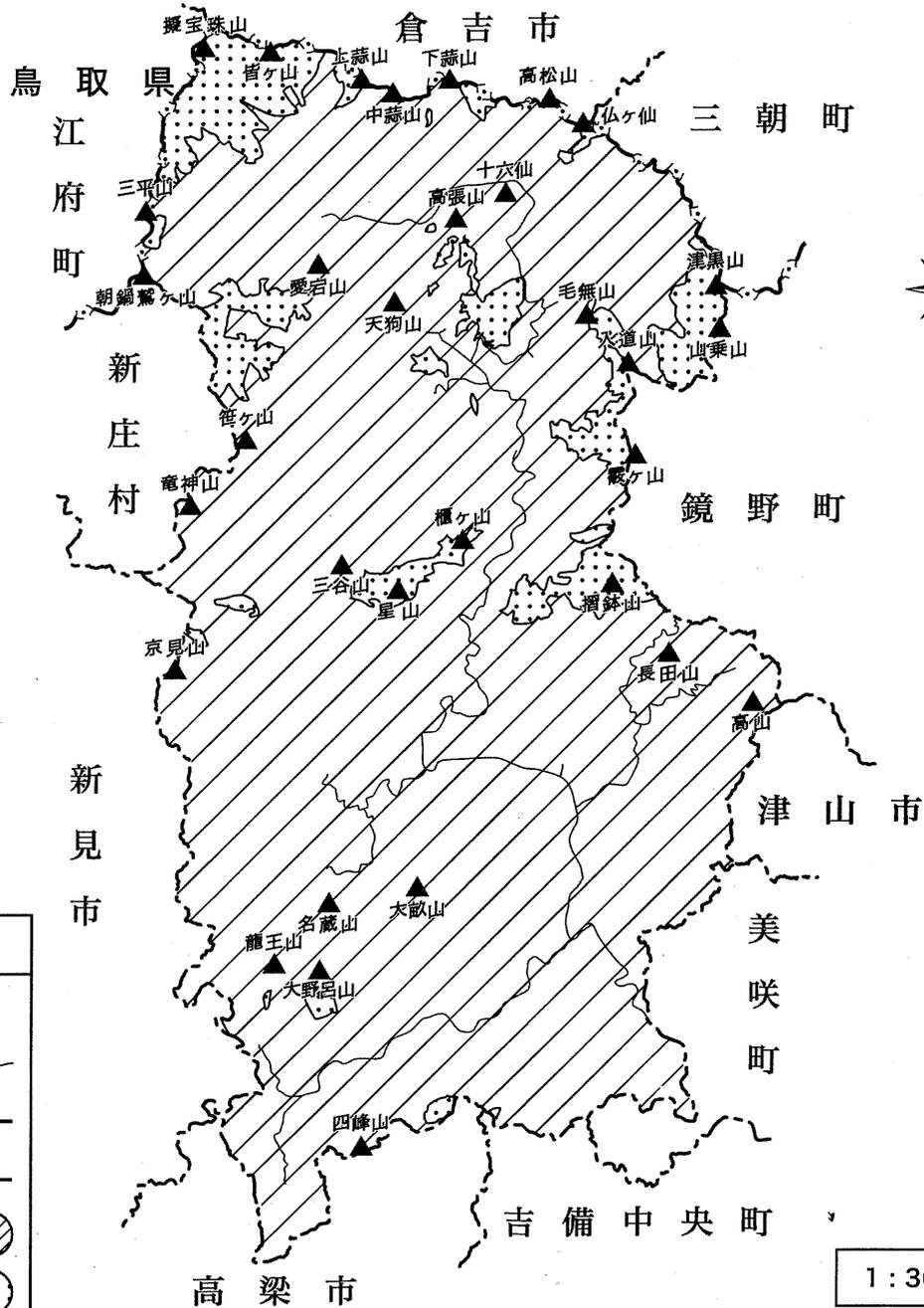
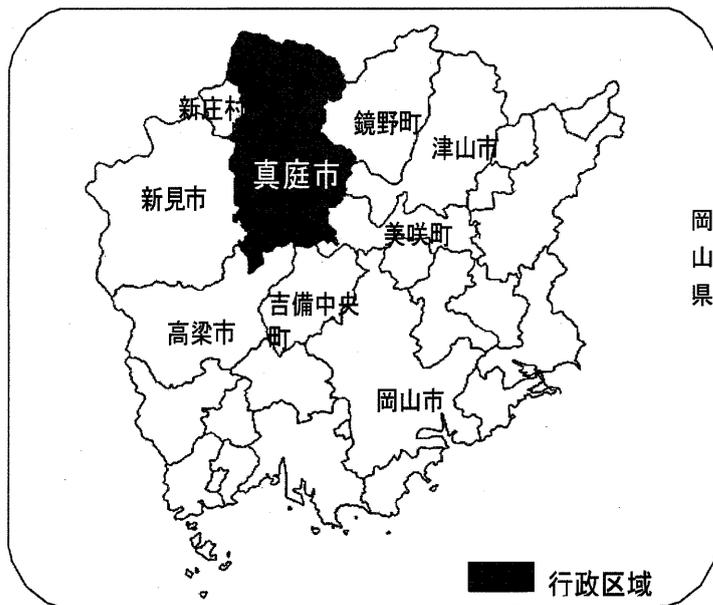


# 真庭市森林整備計画

計画期間      ( 自 令和 6 年 4 月 1 日 )  
                  ( 至 令和 1 6 年 3 月 3 1 日 )

岡山県真庭市

# 真庭市位置図



凡 例	
山 岳	▲
河 川	〰
都道府県界	—◇—◇—
市町村界	— — —
民有林	▨
国有林	●

# 目 次

はじめに	P 1
1 市町村森林整備計画の位置付け	
2 市町村森林整備計画の策定の経緯	
3 市町村森林整備計画の構成	
<b>I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項</b>	<b>P 3</b>
1 森林整備の現状と課題	
2 森林整備の基本方針	
3 森林施業の合理化に関する基本方針	
<b>II 森林の整備に関する事項</b>	<b>P 8</b>
第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)	P 8
1 樹種別の立木の標準伐期齢	
2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第2 造林に関する事項	P10
1 人工造林に関する事項	
2 天然更新に関する事項	
3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項	
4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準	
5 その他必要な事項	
第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準	P15
1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法	
2 保育の種類別の標準的な方法	
3 その他必要な事項	
第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項	P16
1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法	
3 その他必要な事項	

第5	委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項・・・・・・・・・・	P20
	1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針	
	2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策	
	3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項	
	4 森林経営管理制度の活用に関する事項	
	5 その他必要な事項	
第6	森林施業の共同化の促進に関する事項・・・・・・・・・・	P21
	1 森林施業の共同化の促進に関する方針	
	2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策	
	3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項	
	4 その他必要な事項	
第7	作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・・・	P22
	1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項	
	2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項	
	3 作業路網の整備に関する事項	
	4 その他必要な事項	
第8	その他必要な事項・・・・・・・・・・	P25
	1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項	
	2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項	
	3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項	
<b>Ⅲ</b>	<b>森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・</b>	<b>P27</b>
第1	鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・	P27
	1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法	
	2 その他必要な事項	
第2	森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・	P28
	1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法	
	2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)	
	3 林野火災の予防の方法	
	4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項	
	5 その他必要な事項	
<b>Ⅳ</b>	<b>森林の保健機能の増進に関する事項・・・・・・・・・・</b>	<b>P30</b>
	1 保健機能森林の区域	
	2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項	

- 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項
- 4 その他必要な事項

**V その他森林の整備のために必要な事項** . . . . . P32

- 1 森林経営計画の作成に関する事項
- 2 生活環境の整備に関する事項
- 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項
- 4 森林の総合利用の推進に関する事項
- 5 住民参加による森林の整備に関する事項
- 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項
- 7 その他必要な事項

別表1 機能別森林ごとの区域 . . . . . P40

別表2 施業の方法別の区域 . . . . . P54

別表3 基幹路網の開設・拡張に関する計画 . . . . . P62

別紙1 岡山県天然更新完了基準 . . . . . P66

# はじめに

## 1 市町村森林整備計画の位置付け

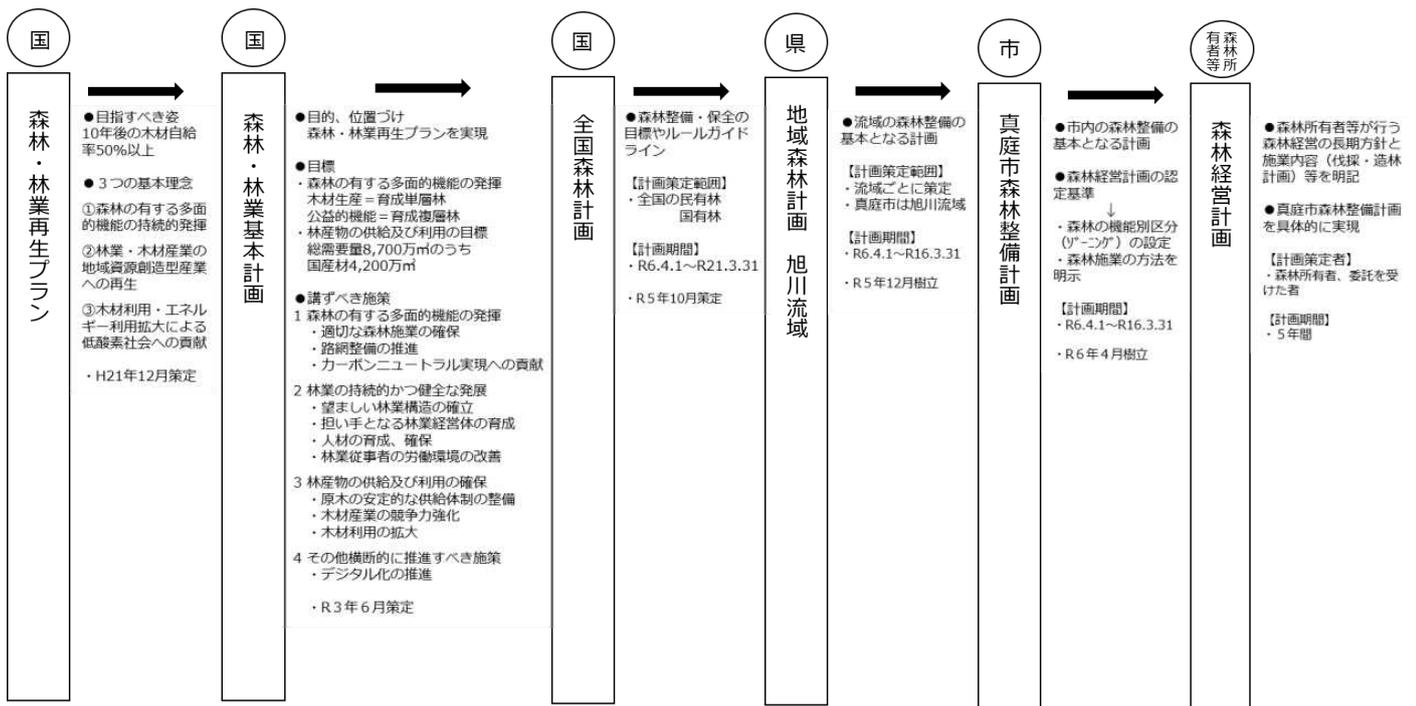
真庭市森林整備計画は、真庭市内にある森林のうち、地域森林計画の対象となる森林を整備する上での基本となる計画で、かつ、森林所有者等が立てる森林経営計画の認定基準となるものである。

計画期間は10年間で、5年ごとに見直しを行っており、本計画は、令和6年4月1日からの新たな計画を策定したものである。

## 2 市町村森林整備計画の策定の経緯

今回の計画策定については、森林法に基づき、5年ごとに策定する真庭市森林整備計画の樹立年に当たり、令和5年10月策定の全国森林計画や令和5年12月樹立の旭川地域森林計画の内容を十分に踏まえて策定したものである。

図1 真庭市森林整備計画の位置付け



### 3 市町村森林整備計画の構成

以下のとおり、計画書には「Ⅰ 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項」から「Ⅴ その他森林の整備のために必要な事項」について、それぞれの項目ごとに記載している。

特に、「Ⅱ 森林の整備に関する事項」では、主伐、造林、間伐、作業路網の整備、施業の委託又は共同化、最適ゾーニング(森林・林業dX推進事業)による「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」の区域設定等について具体的に記載しており、本整備計画の中心と言える部分である。

また、一部の資料を別表1から別表3に添付している。

#### 図2 真庭市における森林・林業に関する基礎的なデータ

##### 【1. 森林資源の状況】

- ・森林面積 65,422 ha、林野率79.0%
- ・国有林面積 6,607 ha
- ・地域森林計画対象森林面積 58,801 ha(令和5年3月末現在)
  - うち人工林面積 33,925 ha(同上)
  - 人工林率 57.7% (同上)

##### 【2. 林道の整備状況】

- ・林道総路線数 225路線
- ・林道総延長 333,753 m

##### 【3. 林業・木材産業に係る施設の状況】

- ・原木市場 3施設 令和4年度取扱量 15.0万m<sup>3</sup>
- ・製品市場 1施設 同上 2.0万m<sup>3</sup>

##### 【4. 林業・木材産業従事者等の状況】

- ・真庭森林組合、びほく森林組合の組合員数(令和5年3月末現在)
  - 真庭森林組合(新庄村を除く) 5,872人
  - びほく森林組合(北房地区内) 1,186人
- ・岡山県木材登録者数(うち真庭市分) 164人 (令和4年度)※木材、製材、チップ業者
- ・真庭地区木材組合 組合員数 130人 (令和5年3月末現在)
- ・真庭木材事業協同組合 組合員数 39事業体(同上)
- ・岡山県北部素材生産協同組合 組合員数 21事業体(同上)

## I 伐採、造林、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

### 1 森林整備の現状と課題

本市は、岡山県北部で中国山地のほぼ中央に位置しており、市の北部は鳥取県に接し、南部は岡山県の中央部域近くまで達する、南北約 50km、東西約 30km に渡る広さで、岡山県全体の約 11.6% に相当する約 828km<sup>2</sup> の面積を持っている。市の中央を県下三大河川の旭川が貫流し、その水源地ともなっている。

市の北部は、中国山地の 1,000m 級の山々に囲まれたなだらかな高原地形を形成しており、中南部は、旭川、備中川等の周辺に平坦地が開け、市街地を形成している。

森林面積は、65,422ha(林野率 79.0%)で、このうち地域森林計画の対象となる民有林が 58,801ha、人工林が 33,925ha(人工林率 57.7%)となっており、県平均の人工林率 37.7% を大きく上回っている。また、市の中部を中心に古くからヒノキを主体にした造林がなされ、木材等生産活動が積極的に実施されている人工造林地帯である。

市内には、原木市場(3箇所)、製材所(約 30社)、製品市場(1箇所)等があり、素材生産から加工・流通まで一貫した体制が整い、木材の集散地として西日本有数の規模を誇っている。また、用材以外の木材(林地残材)を燃料や製紙原料として加工する集積基地(5箇所)が整備されていることで、地域の林地残材の搬出が進み、木質資源の循環利用を図るなど、「バイオマス産業都市真庭」としての取組が行われている。

こうした取り組みにより、平成 27 年に稼働開始した真庭バイオマス発電所を中心に「回る経済」を実現しており、大きな地域価値となっている。

森林の再生産の大きな支えとなりつつあるバイオマス活用であるが、木質バイオマスは木材や製材品の製造・流通過程で生じる副産物であるため、原料の安定供給や利用量の拡大のためには、本流である林業・木材産業における木材や製材品の生産量増加や事業体の経営基盤強化及び担い手の確保などが急務となっている。

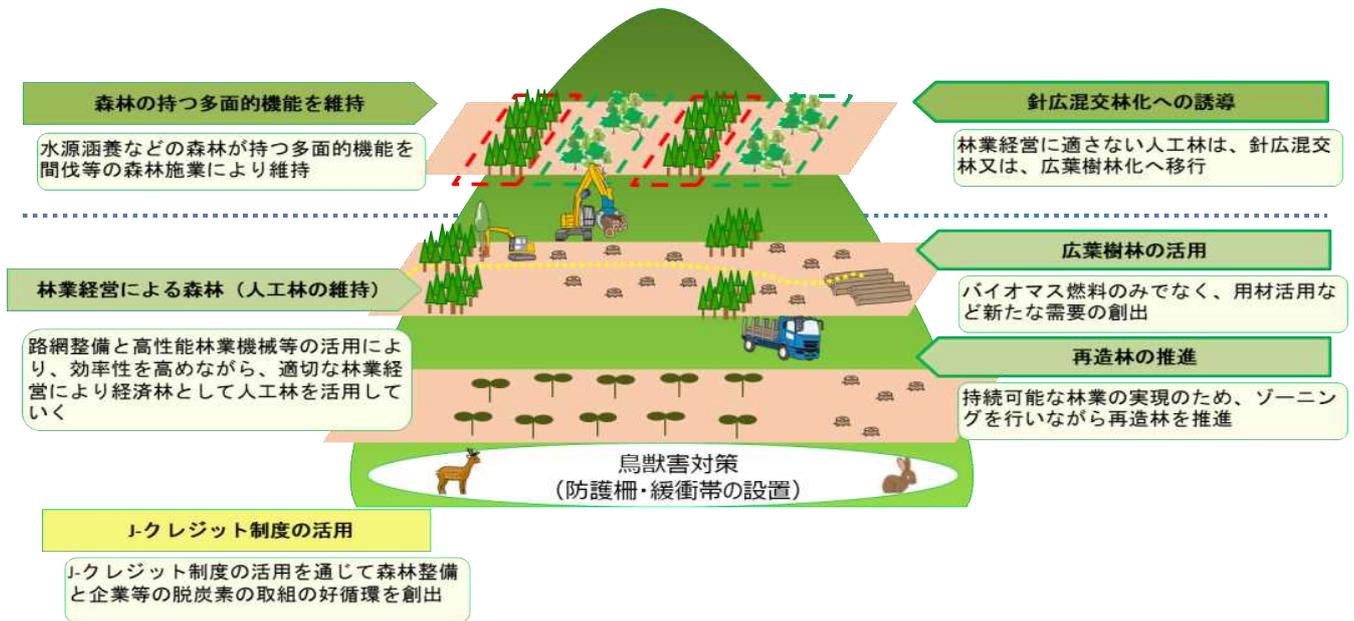
こうした中、本市においては、戦後に積極的に植栽されたスギ、ヒノキの人工林は利用期を迎え、10 齢級以上の面積が 7 割以上を占め、著しく偏った齢級構成になっており、齢級構成の平準化・若返り化を図り、森林資源を持続可能なものにすることが早急に求められている。適切な整備・保全を図ることはもちろん、経済的に活用できる森林については、主伐・再造林を促進することで、「伐る、使う、植える、育てる」といった森林を循環的に利用し続けることが必要である。しかしながら、本市の森林所有者の 7 割は 5 ha 未満の小規模所有であり、長期にわたる材価の低迷から森林整備に関心の低い森林所有者も年々増加傾向にある。このような背景を受け、平成 31 年度から始まった森林経営管理制度や令和 4 年度に締結した森林の集約・流動化の推進に関する協定を中心に、山林の集約・流動化に取り組んでいる。

また、令和 5 年度から美甘地域を皮切りに「森林・林業 d X 推進事業」に着手し、ICT 技術の活用により、森林資源データの解析による森林の現状や自然条件等を踏まえた適切な森林整備の在り方を示す「最適ゾーニング」の実質化に取り組んでおり、今後順次市内全域に広げていき、森林の社会的、物理的な条件にあった適切な森林の更新・整備を林業関連事業者と連携しながら実行するとともに、J-クレジット等の新たな山林収益も活用しながら、森林の持つ多面的機能の発揮や 100 年先を見据えた森林づくりを目指していく。

真庭市森林整備計画の策定に当たっては、こうした方針を十分に考慮し、また、森林整備、人材育成、木材利用の更なる促進に向け、森林環境譲与税についても積極的かつ有効

的に活用し、林業・木材産業の活性化につなげていく。

図3 真庭市における森林の目指す姿



## 目指す姿を実現するために

### 最適ゾーニングの実施

ゾーニング区分	内容
防災林	人工林・天然林の老齢林が針広混交林を目指す林分積極的に防災のための森林整備・治山事業を実施する。
優良材生産林	優良材生産に特化した林分。伐期を定めず、将来木施業を行う。
木材生産林（短伐期）	標準伐期齢を目安に皆伐・再造林を実施する林分
木材生産林（中伐期）	標準伐期齢+20年を目安に皆伐・再造林を実施する林分
木材生産林（長伐期）	標準伐期の2倍の林齢を目安に皆伐・再造林を実施する林分
広葉樹育成林	現在広葉樹で、引き続き更新しながら活用する林分
早生樹転換林	針葉樹・広葉樹に限らず、皆伐した後、早生樹に転換する。
J-クレジット活用林	基本的には皆伐を行わず、J-クレジットを創出する林分
環境保護林	人工林の場合は、老齢林が針広混交林を目指す林分天然林の場合は、基本的には自然の遷移に委ねる。

## 100年先を見据えた森林づくり

### I. 持続可能な森林経営の実現

- ICTプラットフォームを活用したスマート林業の実現

### II. 最適ゾーニングに合わせた森林施業の推進

- 森林の状況に合わせた路網整備や皆伐再造林の推進

## 2 森林整備の基本方針

### (1) 地域の目指すべき森林資源の姿

森林の主な機能は、水源涵養機能、山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能、地球環境保全機能からなる公益的機能及び木材等生産機能に大別される。

森林の整備及び保全の目標とする各機能に応じた森林の望ましい姿を、第1表のとおりとする。

第1表 森林の機能と望ましい姿

森林の機能	機能発揮の上から望ましい森林資源の姿
水源涵養機能	下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林
山地災害防止機能 ／土壤保全機能	下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し、土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林
快適環境形成機能	樹高が高く、枝葉が多く茂っているなど、遮蔽能力や汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林
保健・レクリエーション機能	身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林
文化機能	史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林
生物多様性保全機能	原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林
木材等生産機能	林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林

### (2) 森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を総合的かつ高度に発揮させるため、適正な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、その状況を適確に把握するため、市・県森林GISによる経営管理や施業データの蓄積管理など効果的な活用を図る。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壤保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な

森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、山地災害の防止、森林病虫害や野生鳥獣による被害対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

その際、生物多様性の保全や地球温暖化の防止に果たす役割はもとより、豪雨の増加等の自然環境の変化、急速な少子高齢化と人口減少、所有者不明森林や整備の行き届いていない森林の存在等の社会的情勢の変化にも配慮する。また、近年の森林に対する要請を踏まえ、花粉発生源対策を加速化するとともに、流域治水とも連携した取組を推進する。

加えて、航空レーザ測量等の高精度な森林資源情報や詳細な地形情報を解析することにより、現地調査の省力化、適切な伐採区域の設定、再造林すべき植栽区域の設定、針広混交林誘導区域の設定、林道・作業道等の路網の整備の効率化、災害リスクが高い箇所における効果的な保全措置など、今後の森林づくりはゾーニングによる森林状況の可視化を基本とし、機能区分別ごとの最適ゾーニングの実質化を確実に進め、持続可能な森林づくりを実践していくものとする。

実践に当たっては、市内に広大な森林面積を所有している市有林を核とし、森林・林業d X推進事業による最適ゾーニングを基に、実際の現地との整合性を確認した上での森林経営計画の計画作成及び計画実行、また、主伐・再造林の促進、苗木の計画的かつ安定的な確保等の基盤強化、適切な保育施業及び間伐施業の促進など、これらを確実かつ円滑に行うことができる新たな組織体制づくりが必要不可欠であるため、速やかにその体制づくりに取り組むこととする。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を第2表のとおり定める。

第2表 森林の有する機能ごとの森林整備及び保全の基本方針

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	<p>ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する森林及び地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林については、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、洪水の緩和や良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図る。また、自然条件や市民のニーズ等に応じ、奥地林等の人工林における針広混交林化など天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>ダム等の利水施設上流部等においては、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
山地災害防止機能 ／土壌保全機能	<p>山腹崩壊等により、人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出・土砂の崩壊その他山地災害の防備を図る必要のある森林については、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件</p>

<p>山地災害防止機能 ／土壤保全機能</p>	<p>を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進する。また、尾根部や急傾斜地など、自然条件に照らして林業経営に適さない人工林については、間伐等による針広混交林や広葉樹林化を進めるなど、天然力も活用した施業を推進する。</p> <p>集落等に近接する山地災害の発生の危険性が高い地域等においては、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進する。</p>
<p>快適環境形成機能</p>	<p>市民の日常生活に密接な関わりを持つ里山林等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林については、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進する。また、快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>保健・レクリエーション機能</p>	<p>観光的に魅力ある高原、溪谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、市民の保健・教育的利用等に適した森林については、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、市民に憩いと学びの場を提供する観点から、自然条件や市民のニーズ等に応じ、広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進する。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>文化機能</p>	<p>史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林については、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進する。</p> <p>具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進する。また、風致の保存のための保安林の指定やその適切な管理を推進する。</p>
<p>生物多様性保全機能</p>	<p>全ての森林は、多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方にに基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。</p> <p>とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全する。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進する。</p>

木材等生産機能	<p>林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林については、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進する。</p> <p>具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な保育、間伐及び主伐・再造林を推進することを基本とする。この場合、施業の低コスト化、集約化及び機械化を通じた効率的な整備を推進する。</p>
---------	--

### 3 森林施業の合理化に関する基本方針

1で述べたように、本市の森林所有者の大半は小規模所有であり、樹種や林齢、保育状況にばらつきがあり、現状では個別に森林所有者の同意や確認を得て、林業事業者が集積・集約化を図っているが、森林整備に関心の低い森林所有者も多く、集積・集約化への取り組みは困難になってきている。このような状況の中、森林施業の合理化のためにも区域の集約化は必須であり、令和4年6月に締結した「森林の集約・流動化の推進に関する協定」(通称：山守プロジェクト)を中心に、本市の森林を長期的かつ適切に管理していく意欲のある者への集約化を推進していくものとする。

また、小規模ながらも個人で林業経営を行い、森林の整備と保全を図っている自伐林家に配慮した間伐作業路等の支援も継続するものとする。

## II 森林の整備に関する事項

### 第1 森林の立木竹の伐採に関する事項(間伐に関する事項を除く)

#### 1 樹種別の立木の標準伐期齢

地域森林計画に定める立木の標準伐期齢に関する指針に基づき、主要樹種について、平均成長量が最大となる年齢を基準とし、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案して第3表のとおり定める。この際、施業体系等により平均伐採齢が著しく異なる地域があるときは、当該地域を区分して定めるものとする。

第3表 樹種別の立木の標準伐期齢

地 域	樹 種						
	スギ	ヒノキ	アカマツ クロマツ	カラマツ	その他 針葉樹	クヌギ	その他 広葉樹
真庭市内全域	40年	45年	35年	40年	40年	15年	20年

注) 標準伐期齢は、地域を通じた立木の伐採(主伐)の時期に関する指標として定めるものだが、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

#### 2 立木の伐採(主伐)の標準的な方法

地域森林計画に定める立木の伐採(主伐)の標準的な方法に関する指針に基づき、次のとおり定める。

立木の伐採のうち主伐は、更新(伐採跡地(伐採により生じた無立木地をいう。以下同じ。))が、再び立木地となることをいう。以下同じ。)を伴う伐採であり、その方法は、以下の皆伐又は択伐によるものとする。

皆伐	<p>皆伐については、主伐のうち択伐以外のものとする。</p> <p>皆伐に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件及び公益的機能の確保の必要性を踏まえ、伐採跡地が連続することがないように特に留意しつつ、適切な伐採区域の形状、1箇所当たりの伐採面積の規模及び伐採区域のモザイク的配置に配慮し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け、適確な更新を図る。</p>
択伐	<p>択伐については、主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法であって、単木・帯状又は樹群を単位として、伐採区域全体ではおおむね均等な割合で行うものであり、材積にかかる伐採率が30%以下、伐採後の造林が植栽による場合にあっては40%以下の伐採とする。</p> <p>択伐に当たっては、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、適切な伐採率により一定の立木材積を維持する。</p>

なお、立木の主伐の標準的な方法を進めるに当たっては、以下のアからキに留意する。

- ア 森林の生物多様性の保全の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。
- イ 森林の多面的機能の発揮の観点から、伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保する。
- ウ 伐採後の適確な更新を確保するため、あらかじめ適切な更新の方法を計画し、その方法を勘案して伐採を行うとともに、地拵えや植栽等の造林作業、天然稚樹の生育の支障とならないよう枝条類を整理することとする。特に伐採後の更新を天然更新による場合には、天然稚樹の生育状況、母樹の保存、種子の結実等に配慮する。
- エ 林地の保全、雪崩や落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため、溪流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置する。
- オ 上記ア～エに定めるものを除き、「主伐時における伐採・搬出指針の制定について」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)のうち、立木の伐採方法に関する事項を踏まえること。  
 また、集材に当たっては、林地の保全等を図るため、地域森林計画第4の1(2)で定める「森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法」に適合したものとするとともに、「主伐時における伐採・搬出指針」(令和3年3月16日付け2林整整第1157号林野庁長官通知)を踏まえ、現地に適した方法により行う。
- カ 花粉の発生源となるスギ・ヒノキの人工林の伐採・植替え等を促進する。
- キ 野生鳥獣による森林被害の状況に応じた施業を行う。

### 3 その他必要な事項

本市の人工林の齢級構成をみると10齢級以上の森林が多く、主伐及びその後の更新を計画的かつ早急に実施する必要があるため、経営に適する人工林については、主伐・再造林

の一貫作業に努めるものとし、尾根や急峻地などの林業経営に適さない人工林については、一定程度伐採を行い、その後天然更新による針広混交林へと誘導していくものとする。

また、天然林のうち特に広葉樹については、路網整備などにより採算性が確保できる森林では、薪、チップ、ペレットなどの燃料用資源等として搬出を行い、循環的利用を図るものとする。

これらの森林整備の実行については、森林・林業 d X 推進事業による最適ゾーニングを十分に活用し、森林所有者及び林業事業者等と連携していくことを基本とする。

## 第2 造林に関する事項

### 1 人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ的確な更新が困難な森林や多面的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うものとする。

#### (1)人工造林の対象樹種

地域森林計画で定める人工造林の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、自然条件、樹種の特質、既往の施業体系、施業技術の動向、地域における造林種苗の需給動向及び木材の利用状況等を勘案し、健全な森林の成立が見込まれる樹種を定めるものとする。

苗木の選定にあつては、少花粉スギ・ヒノキ苗木を基本とし、低コスト造林に資するコンテナ苗や成長に優れたものの活用に努め、人工造林の対象樹種を第4表のとおり定める。

なお、必要に応じて品種を定めるほか、郷土種の選定等森林の生物多様性の保全にも留意する。

さらに、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林業・バイオマス産業課と相談の上、適切な樹種を選択するものとする。

第4表 人工造林の対象樹種等

区 分	樹 種 名	備 考
人工造林の 対象樹種	スギ、ヒノキ、マツ類、その他針葉樹、クヌギ、 その他郷土樹種	

#### (2)人工造林の標準的な方法

地域森林計画で定める人工造林の標準的な方法に関する指針に基づき、次の事項を定めるものとする。

##### ア 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数

人工造林の造林樹種について、施業の効率性や地位等の立地条件を踏まえ、既往の植栽本数や保安林の指定施業要件を勘案し、仕立ての方法別に1ヘクタール当たりの標準的な植栽本数を第5表のとおり定める。

また、本市において森林経営管理制度により集約化された区域における伐採後の植栽本数については、低コスト化を目指すため、第5表に定める標準的な植栽本数を参考に植栽するものとする。

なお、特定の区域に限って適用すべき植栽本数については、備考欄に当該区域を表示する。

また、複層林化を図る場合の下層木について、標準的な植栽本数に下層木以外の立木の伐採率(材積による率)を乗じた本数以上を植栽する。

さらに、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、林業普及指導員又は市の林業・バイオマス産業課とも相談の上、適切な植栽本数を植栽する。

**第5表 人工造林の樹種別及び仕立ての方法別の植栽本数**

樹種	仕立ての方法	標準的な植栽本数(本/ha)	備考
スギ	密仕立て	4,500	
	中仕立て	3,000	
ヒノキ	疎仕立て	2,000	
	中仕立て	5,000	
マツ類	中仕立て	5,000	
クヌギ	中仕立て	3,000	
広葉樹	中仕立て	2,000~3,000	

#### イ その他人工造林の方法

気象その他の自然条件、既往の造林方法を勘案しての地拵えの方法、植栽時期、植付けの方法その他必要な事項について第6表のとおり定める。また、花粉発生源対策の加速化を図るため、少花粉スギ・ヒノキ苗木の植栽、針広混交林への誘導のほか、伐採とコンテナ苗の活用による造林の一貫作業システム、低密度植栽等の導入に努めるものとする。

**第6表 その他人工造林の方法**

区分	標準的な方法
地拵えの方法	<p>等高線沿いに堆積する全刈筋積を原則とする。なお、急傾斜地等の崩壊の危険性がある箇所については、生木棚積地拵え等を行い、林地の保全に努める。</p> <p>また、高性能林業機械による皆伐に併せ、伐採と地拵え、植栽を一体的に行う、一貫作業システムを実施して作業の効率化に努める。</p>

植付けの方法	正方形植えを原則とし、植付けは丁寧に行う。 また、植付けの省力化や活着率の高さなど優位性のあるコンテナ苗の利用促進に努める。
植栽の時期	春植えは、3月上旬～4月上旬までに行うことを基本とする。 秋植えは、気候その他の条件を勘案しながら、苗木の根の成長が鈍化した時期(9月中旬～12月上旬頃)に行うものとする。 また、コンテナ苗については、通年植栽とする。

### (3) 伐採跡地の人工造林をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の人工造林をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復並びに森林資源の造成を図る観点から、第2の3に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林の更新などの人工造林による更新は、皆伐による伐採跡地については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して2年以内とする。また、択伐による伐採跡地については、伐採による森林の公益的機能への影響を考慮し、伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して5年を超えない期間とする。

## 2 天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新が図られる森林において行い、岡山県天然更新完了基準により、森林の確実な更新を図るものとする。

### (1) 天然更新の対象樹種

地域森林計画で定める天然更新の対象樹種に関する指針に基づき、適地適木を旨として、対象森林に関する自然条件、周辺環境等を勘案し、天然更新の対象樹種(後継樹として更新の対象とする高木性の樹種。以下同じ。)を第7表のとおり定める。

第7表 天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種	岡山県天然更新完了基準に準ずる
ぼう芽による更新が可能な樹種	同上

### (2) 天然更新の標準的な方法

#### ア 天然更新の対象樹種の期待成立本数

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、気象その他の自然条件、既往の造林方法等を勘案し、天然更新の対象樹種について、天然更新すべき本数の基準となる期待成立本数を第8表のとおり定めるとともに、天然更新を行う際には、その本数に10分の3を乗じた本数以上の本数(※ただし、草丈以上のものに限る。)を成立させる。

なお、天然更新した立木の本数に算入すべき立木の高さである草丈については、

地域の植生等を勘案して定めるものとする。

第8表 天然更新の対象樹種の期待成立本数

樹種	期待成立本数
岡山県天然更新完了基準に準ずる。	10,000本/ha以上

#### イ 天然更新補助作業の標準的な方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、天然更新に当たっては、地表処理、刈出し、植込み、芽かきの方法その他天然更新補助作業として必要な事項等について第9表のとおり定め、ぼう芽更新による場合には、ぼう芽の発生状況等を考慮し、必要に応じ、芽かき又は植込みを行うものとする。

- ① 地表処理については、笹や粗腐植の堆積等により天然下種更新が阻害されている箇所において、かき起こし、天然稚種が良好に生育できる環境を整備するために、枝条整理等の作業を行うものとする。
- ② 刈出しについては、笹などの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うものとする。
- ③ 植込みについては、天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽するものとする。

第9表 天然更新補助作業の標準的な方法

区分	期待成立本数
地表処理	種子の発芽条件、生育条件を改善するために、林床植物の除去とともに、地表に堆積する落葉落枝を攪乱し、地表近くの層を表面に露出させ、種子の定着及び発育の促進を図る。
刈出し	天然稚幼樹の生育が笹等の下床植生によって阻害される箇所にあつては、稚幼樹の周囲を刈り払い、稚幼樹の成長の促進を図る。
植込み	植栽後、獣害又は気象害等により植栽した苗木が枯損した場合等に、その空間を埋めるために植栽作業を行う。
芽かき	ぼう芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により必要に応じてぼう芽の翌年に1回目の芽かきを行い、地際に近く風上側の強い芽を1株当たり4～5本残すようにし、4年目に2回目を行い、1株当たり2～3本とする。

#### ウ その他天然更新の方法

地域森林計画で定める天然更新の標準的な方法に関する指針に基づき、伐採跡地の天然更新の完了を確認する方法を定めるとともに、更新すべき立木の本数に満たない場合には、天然更新補助作業又は植栽により確実に更新を図る。

### (3) 伐採跡地の天然更新をすべき期間

地域森林計画で定める伐採跡地の天然更新をすべき期間に関する指針に基づき、森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を旨として、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して伐採後5年以内とする。

## 3 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

### (1) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準

地域森林計画に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する指針に基づき、「天然更新完了基準書作成の手引きについて」(平成24年3月30日付け23林整計第365号林野庁森林整備部計画課長通知)に示す設定例を基本に、その基準を定める。具体的には、同通知の(解説編)の3の3-2の4における設定例(現況が針葉樹人工林であり、母樹となり得る高木性の広葉樹林が更新対象地の斜面上方や周囲100m以内に存在せず、林床にも更新樹種が存在しない森林)を基本とする。

ただし、IVの1の保健機能森林の区域内の森林であって森林保健施設の設置が見込まれるものは除くものとする。

### (2) 植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

森林の区域	備考
該当なし	

## 4 森林法第10条の9第4項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

### (1) 造林の対象樹種

#### ア 人工造林の場合

第2の1の(1)による。

#### イ 天然更新の場合

第2の2の(1)による。

### (2) 生育し得る最大の立木の本数

植栽によらなければ適確な更新が困難な森林以外の森林の伐採跡地における植栽本数の基準として、天然更新の対象樹種の立木が5年生の時点で、生育し得る最大の立木の本数として想定される本数を定めるとともに、当該対象樹種のうち、周辺の草丈に一定程度の余裕高を加えた樹高以上のものについて、その本数に10分の3を乗じた本数以上を成立させるものとする。

## 5 その他必要な事項

特になし

### 第3 間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

#### 1 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

地域森林計画で定める間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法に関する指針に基づき、間伐は、森林の立木の成育の促進並びに林分の健全化及び利用価値の向上を図ることを旨とし、地域における既往の間伐の方法を勘案して、適正な林分構成が維持され、根などの発達が進められるよう、間伐を実施すべき標準的な林齢として間伐の回数、実施時期及び間隔等について、第10表のとおり定めるものとする。

また、本市において森林経営管理制度により集約化された区域における間伐及び保育の方法については、経営管理実施権配分計画にて定めるものとする。

なお、間伐の間隔は第10表によらない場合、標準伐期齢に達しない森林については10年、標準伐期齢以上の森林については15年を限度とする。

第10表 間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

樹種	施業体系	植栽本数 (本/ha)	間伐を実施すべき標準的な林齢(年)				標準的な方法
			初回	2回目	3回目	4回目	
スギ	小径材	3,000	16	22	28	34	<b>【選木方法】</b> 1、2回目は形質不良木を中心に、3回目以降は形質不良木とともに成長の良い優勢木も選木の対象とする。 <b>【間伐量】</b> 中国地方林分密度管理図による。 <b>【間伐率】</b> 材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲とする。
	一般材		16	22	30	40	
	大径材		16	22	30	40	
ヒノキ	小径材	3,000	16	22	29	36	<b>【選木方法】</b> 1、2回目は形質不良木を中心に、3回目以降は形質不良木とともに成長の良い優勢木も選木の対象とする。 <b>【間伐量】</b> 中国地方林分密度管理図による。 <b>【間伐率】</b> 材積に係る伐採率が35%以下であり、かつ、伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して概ね5年後においてその森林の樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲とする。
	一般材		16	22	32	42	
	大径材		16	22	32	42	

注) 上表は、スギ・ヒノキとも小径材生産を目標とするものは地位上、そのほかは地位中の林分での参考年数を示す。

#### 2 保育の種類別の標準的な方法

地域森林計画で定める保育の標準的な方法に関する指針に基づき、第11表のとおり定める。

下刈りについては、特に作業の省力化・効率化にも留意しつつ、局地的気象条件、植生の繁茂状況等に応じた適切な時期に、適切な作業方法により行う。また、その実施時期については、目的樹種の生育状況、植生の種類及び植生高により判断する。

第 11 表 保育の作業種別の標準的な方法

保育の 種 類	樹種	実施すべき標準的な林齢及び回数																	
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16		
下刈り	スギ	△	①	①	①	①	△												
	ヒノキ	△	①	①	①	①	△	△											
つる 切り	スギ							←	△	→									
	ヒノキ								←	△	→								
除伐	スギ								←	△	→								
	ヒノキ								←	△	→								

注) ○印：通常予想される実行標準 ○内の数字は回数 △印は必要に応じて行う実行標準

保育の 種 類	標準的な方法	備考
下刈り	植栽木が下草より抜け出るまで行う。 実施時期は6～8月頃を目安とし、必要に応じて行う。	
つる切り	下刈り後、つるの繁茂の状況に応じて行う。 実施時期は6月～8月頃を目安とする。	
除伐	造林木の成長を阻害したり、阻害が予想される侵入木や形成不良木を除去する。実施時期は9月～翌年3月頃を目安とする。	

### 3 その他必要な事項

特になし

## 第 4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

### 1 公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法について、次のとおり定める。

#### (1) 水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

##### ア 区域の設定

水源かん養保安林や干害防備保安林、ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林、地域の用水源として重要なため池、湧水地、溪流等の周辺に存する森林、水源涵養<sup>かん</sup>機能の評価区分が高い森林などを水源の涵養<sup>かん</sup>の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林として第 12 表のとおり定める。

## イ 施業の方法

施業の方法として、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大とともに、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散に努めるものとする。

公益的機能別施業森林の区域で設定する施業の方法として、「伐期の延長を推進すべき森林」とする。森林の区域については、第13表のとおり定める。

なお、当該区域において森林経営計画が策定された森林の主伐の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢に10年を加えた林齢とする。

## (2) 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林その他水源涵養機能維持増進森林以外の森林

### ア 区域の設定

次の①～③の森林など、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第12表のとおり定める。

① 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林  
土砂崩壊防備保安林、土砂流出防備保安林、なだれ防止保安林、落石防止保安林や、砂防指定地周辺、山地災害危険地区等や山地災害の発生により人命・人家等施設への被害のおそれがある森林、山地災害防止機能／土壌保全機能が高い森林等。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  
飛砂防備保安林、防風保安林、防雪保安林、防霧保安林、防火保安林や、市民の日常生活に密接な関わりを持ち、塵等の影響を緩和する森林、風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林、快適環境形成機能の評価区分が高い森林等

③ 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健保安林、風致保安林、都市緑地法に規定する緑地保全地域及び特別緑地保全地区、都市計画法に規定する風致地区、文化財保護法に規定する史跡名勝天然記念物に係る森林、キャンプ場・森林公園等の施設を伴う森林などの国民の保健・教育的利用等に適した森林、史跡等と一体となり優れた自然景観等を形成する森林、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能の評価区分が高い森林等

### イ 森林施業の方法

森林施業の方法として、アの①に掲げる森林においては、地形・地質等の条件を考慮した上で伐採に伴って発生する裸地化の縮小並びに回避を図るとともに天然力も活用した施業を、アの②に掲げる森林においては、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を図るための施業を、アの③に掲げる森林においては、憩いと学びの場を提供する観点からの広葉樹の導入を図る施業や美的景観の維持・形成に配慮した施業を、特に地域独自の景観等が求められる森林において、風致の優れた森林の維持又は造成のために特定の樹種の広葉樹(以下「特定広葉樹」という。)を育成する森林施業を行うことが必要な場合には、当該森林施業を推

進する。

また、アの①から③までに掲げる森林については、原則として「複層林施業を推進すべき森林」として定めることとしつつ、複層林施業によっては公益的機能の維持増進を特に図ることができないと認められる森林については、「択伐による複層林施業を推進すべき森林」として定める。

ただし、適切な伐区の形状・配置等により伐採後の林分においてこれらの機能の確保ができる森林は、「長伐期施業を推進すべき森林」として定める。

なお、長伐期施業を推進すべき森林区域において森林経営計画が策定された森林の主伐の伐期齢の下限については、樹種及び地域ごとに第3表の標準伐期齢のおおむね2倍以上とし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図る。それぞれの森林の区域については第13表のとおり定める。

## 2 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における森林施業の方法

### (1) 区域の設定

林木の生育に適した森林、林道等の開設状況や、森林経営計画の策定・経営管理実施権の設定見込み等から効率的な施業が可能な森林、木材生産機能の評価区分が高い森林で、自然的条件等から一体として森林施業を行うことが適当と認められる森林について、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」を第12表により定める。

また、木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域のうち、林地生産力が高く、傾斜が比較的緩やかで、林道や集落からの距離が近い森林等を「特に効率的な施業が可能な森林」として、必要に応じて定めるものとする。この際、人工林を中心とした林分であるなど周囲の森林の状況を踏まえるとともに、災害が発生する恐れのある森林を対象としないよう十分に留意するものとする。

さらに、区域内において第4の1の機能と重複する場合には、それぞれの機能の發揮に支障がないように定めるとともに、森林の区域については、林班及び小班により示して特定できるようにする。

なお、森林・林業d X推進事業による最適ゾーニング完了地域については、順次、地域ごとに新たな区域として設定する。

### (2) 施業の方法

木材等林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給するため、生産目標に応じた主伐の時期及び方法を定めるとともに、植栽による確実な更新、保育、間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた計画的・効率的な森林整備を推進する。

なお、特に効率的な施業が可能な森林の区域のうち、人工林については、原則として皆伐後には植栽による更新を行う。

第 12 表 区域の設定

区 分	森林の区域	面積 (ha)
水源の涵養 <sup>かん</sup> の機能の維持推進を図るための森林施業を推進すべき森林	別紙のとおり	52,947.46ha
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別紙のとおり	3,197.39ha
快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	な し	0ha
保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別紙のとおり	61.87ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	別紙のとおり	2,594.75ha
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	別紙のとおり	23.69ha

※上記の森林の区域の記載については、付属資料の市町村森林整備計画概要図に図示することをもって代える。

第 13 表 区域の設定

施業の方法	森林の区域	面積 (ha)
伐期の延長を推進すべき森林	別紙のとおり	52,947.46ha
長伐期施業を推進すべき森林	な し	0ha
複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林(択伐によるものを除く)	別紙のとおり 3,197.39ha
	択伐による複層林施業を推進すべき森林	な し 0ha

特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	別紙のとおり	61.87ha
-------------------------	--------	---------

### 3 その他必要な事項

特になし

## 第5 委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

### 1 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

森林所有者の多くが5ヘクタール以下の小規模所有形態となっており、引き続き、森林施業をより一層計画的、組織的に行う必要がある。また、森林所有者による経営が望めない森林については、森林組合や林業事業体、経営意欲のある森林所有者との森林施業の集約化による経営規模の拡大を促していく。

### 2 森林の経営の受委託等による森林の経営の規模拡大を促進するための方策

不在村森林所有者を含む森林所有者に対する長期にわたる包括的な施業の委託等の森林の経営の委託の働きかけ、森林の経営の受託等を担う林業事業体等の育成、施業の集約化に取り組む者に対する森林の経営の委託等に必要な情報の提供、助言及びあっせん、合意形成、森林の経営の受託、森林の信託、林地の取得等の方法等、森林の施業又は経営の受託等による経営規模の拡大を促進する。

具体的には、自ら経営管理を行う意欲ある林業経営者や森林組合等が主体となって森林所有者と長期施業受委託契約を締結し、長期視点に立った森林施業を実施していけるよう努めるものとする。

### 3 森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

本市では大半が小規模森林所有者であること、森林施業において比較的機械化が進んでいること、森林組合等林業事業体への施業の委託が進んでいること、個人で森林経営(施業)を行う者もいること等の状況を総合的に勘案し、施業の受託、森林経営の受託等により、森林の経営規模の拡大を図るものとする。

森林所有者等への働きかけ、施業集約化に向けた施業の受委託など、森林の経営の受委託に必要な情報の入力方法の周知を始めとした普及啓発活動のほか、森林情報の提供及び助言・あっせん等を推進し、意欲ある森林所有者・森林組合・民間事業体への施業等の委託を進めるものとする。

### 4 森林経営管理制度の活用に関する事項

森林所有者に適切な経営や管理を促すため、経営や管理の責務を明確化するとともに、真庭市内の森林を対象に森林所有者の意向を確認し、森林所有者から経営や管理の委託の申出等があった森林については、前述した山守プロジェクトを中心に、管理する意欲のある者への集約・流動化を推進する。その上で、森林の多面的機能を十全に発揮させるため森林施業が必要な森林においては、市を介して、県が公表する意欲と能力のある林業経営者につなぐことで、森林経営管理制度の活用にも努めることとする。

なお、経営管理権集積計画又は経営管理実施権配分計画の作成については、当該計画が真庭市森林整備計画に定められた公益的機能別施業森林及び木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林における施業の方法との整合性に留意する。

## 5 その他必要な事項

特になし

## 第6 森林施業の共同化の促進に関する事項

### 1 森林施業の共同化の促進に関する方針

本市においても伐期を迎えた森林の割合が年々増加してきており、森林の健全な保全・管理からも計画的な施業の実施が急務となっている。森林施業を計画的・効率的に行うため、森林所有者・森林組合・林業事業体等が地域ぐるみで森林施業の実施に関する話し合いを行い、大字又は集落単位での森林施業の共同化を促進していくものとする。

### 2 施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

小規模森林所有者が多い中で適切かつ計画的な森林施業を行うためには、施業の共同化を促進し、合理的な林業経営を推進するため、施業実施協定の参画を促し、造林、保育及び間伐等の森林施業を森林組合等の林業事業体へ委託することにより、計画的かつ効率的な森林施業を図る。

また、森林整備に関心の低い森林所有者及び不在村森林所有者に対しては、施業実施協定の締結等により具体的な施業の共同化を促し、適切な森林施業の実施を図る。

### 3 共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林所有者等が共同して森林施業を実施する場合には、森林施業の共同化を効率的に促進するため、1及び2と整合を図りつつ、次の事項に留意すること。

(イ) 共同して森林施業を実施しようとする者（以下「共同施業実施者」という。）は、一体として効率的に施業を実施するのに必要な作業道、土場、作業場等の施設の設営及び維持管理の方法並びに利用に関し必要な事項をあらかじめ明確にしておくこと。

(ロ) 共同施業実施者は、共同で実施しようとする施業の種類に応じ、労務の分担又は、相互提供、林業事業体等への共同による施業委託、種苗、その他の共同購入等、共同して行う施業の実施方法をあらかじめ明記しておくこと。

(ハ) 共同施業実施者がイ又はロにより明確にした事項につき遵守しないことにより他の共同施業実施者に不利益を被らせ又は森林施業の共同実施の有効性を担保するための措置について明記しておくこと。

## 4 その他必要な事項

特になし

第7 作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

1 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

地域森林計画を踏まえ、効率的な森林施業を推進するための林地の傾斜区分や搬出方法に応じた路網密度の水準について第14-1表に示す。なお、路網密度の水準については、木材搬出予定箇所に応用し、尾根、溪流、天然林等の除地には適用しない。

また、地形傾斜に応じた搬出方法や路網と高性能林業機械を組み合わせた効率的な作業システムの考え方について第14-2表に示す。

第14-1表 路網密度の水準

区分	作業システム	路網密度(m/ha)		
		基幹路網	細部路網	合計
緩傾斜地 ( 0° ~15° )	車両系 作業システム	35 ~ 50	65 ~ 200	100 ~ 250
中傾斜地 ( 15° ~30° )	車両系 作業システム	25 ~ 40	50 ~ 160	75 ~ 200
	架線系 作業システム		0 ~ 35	25 ~ 75
急傾斜地 ( 30° ~35° )	車両系 作業システム	15 ~ 25	45 ~ 125	60 ~ 150
	架線系 作業システム		0 ~ 25	15 ~ 50
急峻地 ( 35° ~ )	架線系 作業システム	5 ~ 15	—	5 ~ 15

第 14-2 表 作業システムの考え方

区分	作業システム	最大到達距離(m)		作業システム			
		基幹路網	細部路網	伐採	木寄せ集材	枝払い玉切り	運搬
緩傾斜地 ( 0° ~15° )	車両系	150 ~200	30 ~75	ハーベスタ フェラーハ ンチャ	クランプル (ウインチ)	プロセッサ	フォワーダ トラック
中傾斜地 ( 15° ~30° )	車両系	200 ~300	40 ~100	ハーベスタ フェラーハ ンチャ チェーンソー	クランプル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		100 ~300	チェーンソー	スイングヤーダ (タローヤーダ)	プロセッサ	フォワーダ トラック
急傾斜地 ( 30° ~35° )	車両系	300 ~500	50 ~125	チェーンソー	クランプル ウインチ	プロセッサ	フォワーダ トラック
	架線系		150 ~500	チェーンソー	スイングヤーダ タローヤーダ	プロセッサ	フォワーダ トラック
急峻地 ( 35° ~ )	架線系	500 ~1,500	500 ~1,500	チェーンソー	タローヤーダ	プロセッサ	トラック

2 路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

路網整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域(路網整備等推進区域)を第 15 表のとおり示す。

第 15 表 路網整備等推進区域

路網整備等推進区域	面積(ha)	開設予定路線	開設予定延長(m)	対図番号	備考
設定しない					

3 作業路網の整備に関する事項

(1) 基幹路網に関する事項

ア 基幹路網の作設に係る留意点

安全の確保、土壌の保全等を図るため、適切な規格・構造の路網の整備を図る観点等から、林道規程(昭和 48 年 4 月 1 日付け 48 林野道第 107 号林野庁長官通知)、林業専用道作設指針(平成 22 年 9 月 24 日付け 22 林整整第 602 号林野庁長官通知)等を

基本として県が定める林業専用道作設指針(平成24年4月2日付け治第1号)に則り開設する。

#### イ 基幹路網の整備計画

地域森林計画に記載されている林道の開設及び拡張に関する計画に基づき第16表のとおり示す。なお、基幹路網の開設にあたっては、自然条件や社会的条件が良好であり、将来にわたり育成単層林として維持する森林を主体に整備を加速化させるなど、森林施業の優先順位に応じた整備を推進する。

第16表 基幹路網の開設・拡張に関する計画

開設	種類	区分	位置 (字、林班等)	路線名	延長(m)及 び箇所数	利用区域 面積(ha)	前半5箇年 の計画箇所	対図 番号	備考
			別紙						

#### ウ 基幹路網の維持管理に関する事項

「森林環境保全整備事業実施要領」(平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知)、「民有林林道台帳について」(平成8年5月16日8林野基第158号林野庁長官通知)等に基づき、管理者を定め、台帳を作成して適切に管理する。

### (2) 細部路網に関する事項

#### ア 細部路網の作設に係る留意点

継続的な使用に供する森林作業道の開設について、基幹路網との関連の考え方や丈夫で簡易な規格・構造の路網を整備する観点等から、森林作業道作設指針(平成22年11月17日林整整第656号林野庁長官通知)を基本として県が定める森林作業道作設指針(平成23年4月28日治第69号)に則り開設する。また、森林施業に必要な森林作業道の開設については、林地荒廃や災害発生をもたらす無秩序な開設をしないこととし、森林作業道の開設計画や安全確保に努め、土砂の崩壊や流出の防止と車両の安全走行を確保するため、事前踏査を十分に行い、適正な幅員、横断勾配、線形とするとともに、切土、盛土を最小限にするよう配慮する。

#### イ 細部路網の維持管理に関する留意点

森林作業道作設指針に基づき、森林作業道が継続的に利用できるよう適正に維持管理を行う。

## 4 その他必要な事項

森林経営管理制度により集約化された森林、又は森林所有者により集約された森林に対し、必要な作業路等支援を行う。

また、木材の合理的な搬出を行うために必要とされている施設の整備等その他森林の整備のために必要な施設の状況を第17表のとおり示す。

第17表 森林整備施設の状況

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当無し				

## 第8 その他必要な事項

### 1 林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

林業に従事する者の養成及び確保については、就業相談会の開催、就業体験等の実施及び林業大学校等の専門機関からの技能・技術の習得のための計画的な研修の実施等による林業就業者のキャリア形成支援並びに森林組合等の林業事業体における雇用関係の明確化及び雇用の安定化による他産業並みの労働条件の確保等雇用管理の改善並びに事業量の安定的確保、協業化及び生産性の向上等による事業の合理化を一体的・総合的に促進するとともに、地域の実態に応じた林業への新規参入・起業など林業従事者のすそ野の拡大、女性等様々な人材の活躍・定着等、その支援体制の整備に努めるものとする。

また、経営方針を明確化し、林業経営基盤を強化することにより、地域の林業の担い手となり得る林業経営体及び林業事業体を育成するとともに、林家等に対する経営手法・技術の普及指導に積極的に取り組むものとする。

### 2 森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

高性能林業機械等の導入及びその効率的な利用を確保し、生産性の向上及び労働強度の軽減を図るため、現地の条件に応じた作業システムを効率的に展開できる技術者・技能者の養成を計画的に推進するほか、リースやレンタルの活用や施業地の集約化と事業量の確保を並行して推進するなど、林業機械の利用体制の整備について積極的に取り組むものとする。

林業機械の導入に当たっては、集材等の効率化を図るための路網密度の水準を参考とした低コストで効率的な作業システムに対応できるよう努めるものとする。

なお、高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標を第18表のとおり示す。

第18表 高性能林業機械を主体とする林業機械の導入目標

作業の種類		現 状(参考)	将 来
伐 倒 造 材 集 材	上流域 (急傾斜)	(伐倒)チェーンソー (集材)スイングヤーダ (造材)プロセッサ・チェーンソー	(伐倒)チェーンソー (集材)スイングヤーダ ・ ロングリーチグラップル (造材)プロセッサ
	下流域 (緩傾斜)	(伐倒)チェーンソー・ハーベスタ ・ フェラーバンチャ (集材)スイングヤーダ (造材)プロセッサ・チェーンソー ・ ハーベスタ	(伐倒)チェーンソー・ハーベスタ ・ フェラーバンチャ (集材)スイングヤーダ ・ ロングリーチグラップル (造材)プロセッサ・ハーベスタ
造 林 保育等	地拵、下刈	人力・チェーンソー・刈払い機	人力・チェーンソー・刈払い機 ・ ロングリーチグラップル
	枝打ち	人力・自動枝打機 人力枝打カッター	人力・自動枝打機 人力枝打カッター

### 3 林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

本市では、古くから木材の原木市場や製品市場が開設され、約 30 社の製材所が操業していることに加え、バイオマス資源集積基地が整備されていることにより、用材のみではなく、林地残材の有効活用ができる仕組みが整っている。林産物の利用に向けて必要な施設は整備されており、今後も森林所有者、森林組合及び木材事業者が連携し、森林の整備と計画的な木材の搬出、木材の需要拡大に向けた取組を継続していくものとする。

また、木材関連事業者の取り扱う木材が合法性確認木材となるよう、令和 5 年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する（平成 28 年法律第 48 号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を推進する。

第 19 表 林産物の生産(特用林産物)・流通・加工販売施設の整備計画

施設の種類	現 状(参考)			計 画			備考
	位置	規 模 施設数	対図番号	位置	規 模 施設数	対図番号	
原木市場	旧勝山町 勝山	1	勝△1				
	月田	1	勝△2				
	旧久世町 富尾	1	久△1				
製品市場	旧勝山町 三田	1	勝△3				
木材展示・ 販売施設	旧勝山町 三田	1 棟 909㎡	勝△4				
バイオマス 資源集積基地	旧勝山町 月田	処理能力 100m <sup>3</sup> / 時間	勝△5				
	旧勝山町 横部	処理能力 100t <sub>〃</sub> /日	勝△6				
バイオマス 資源集積基地	旧久世町 目木	処理能力 83m <sup>3</sup> /時間	久△2				
	旧久世町 檜西	処理能力 30t <sub>〃</sub> /日	久△4				
	旧落合町 上河内	処理能力 310m <sup>3</sup> / 時間	落△1				
農林水産物 直売施設	旧久世町 中島	408㎡	久△3				

エノキ・しめじ茸栽培共業施設	旧八束村	4箇所	八△1～ 八△4				
----------------	------	-----	-------------	--	--	--	--

### Ⅲ 森林の保護に関する事項

#### 第1 鳥獣害の防止に関する事項

##### 1 鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

###### (1) 区域の設定

「鳥獣害防止森林区域の設定に関する基準について」(平成28年10月20日付け28林整研第180号林野庁長官通知)に基づき、ニホンジカ等の対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣により被害を受けている森林及び被害が生ずるおそれのある森林等について、その被害の状況や当該対象鳥獣の生息状況を把握できる全国共通のデータに基づき、林班を単位として鳥獣害防止森林区域を第20表のとおり定める。

###### (2) 鳥獣害の防止の方法

対象鳥獣の別に、当該対象鳥獣による被害の防止に効果を有すると考えられる方法により、次のア又はイに掲げる鳥獣害防止対策を地域の実情に応じ、単独又は組み合わせて推進する。

対象鳥獣をニホンジカとする場合にあっては、その被害対策は、特に人工植栽が予定されている森林を中心に推進する。

なお、アに掲げる防護柵については、改良等を行いながら被害防止効果の発揮を図るよう努める旨を定めるとともに、鳥獣害防止対策の実施に当たっては、鳥獣保護管理施策や農業被害対策等と連携・調整する。

###### ア 植栽木の保護措置

防護柵の設置又は維持管理、幼齢木保護具の設置、剥皮防止帯の設置、現地調査等による森林のモニタリングの実施等

###### イ 捕獲

わな捕獲(ドロップネット、くくりわな、囲いわな、箱わな等によるものをいう。)、誘引狙撃等の銃器による捕獲等の実施

第 20 表 鳥獣害防止森林区域

対象鳥獣の種類	森林の区域	面積 (ha)
ニホンジカ	(旧落合町) 1, 2, 16~19, 36, 44~49, 155, 160, 177, 179~181 (旧久世町) 17, 20, 21, 23~32, 33~36, 38, 39, 40~42, 44, 45, 54~60, 62, 64~70, 74~77, 91, 92 (旧勝山町) 23~31, 33~35, 39~45, 47~58, 71, 72, 82, 83~86, 89, 93~99, 102, 103, 108, 174~187, 190~195, 197~204, 208~215 (旧美甘村) 1~5, 17~32, 34, 52, 54~84, 86~91, 94, 95, 98~102, 126~142, 147~162, 164~169 (旧湯原町) 1~5, 17~32, 34, 52, 54~84, 86~91, 94, 95, 98~102, 126~142, 147~162, 164~169 (旧中和村) 1~53, 56, 57 (旧八束村) 36~42, 44, 45~48 (旧川上村) 6~13, 21~28, 35~40, 42, 44	22,367.36

## 2 その他必要な事項

鳥獣害の防止の方法の実施状況の確認は、現地調査や各種会議での情報交換、区域内で森林施業を行う林業事業者や森林所有者等からの情報収集等により行うものとする。

また、鳥獣害の防止の方法が実施されていない場合には、森林所有者等に対する助言・指導等を通じて鳥獣害の防止を図るものとする。

## 第 2 森林病虫害の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

### 1 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

#### (1) 森林病虫害等の駆除及び予防の方法

病虫害等による被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努めるものとする。

特に、近年ナラ枯れ被害が拡大しており、被害監視から伐倒までの地域等との体制づくりに努め、特に、家屋、登山道、遊歩道等の人的被害が危惧される病虫害被害木については、早急な伐倒等の対策をするなど、未然に市民等の安全を確保するよう努めるものとする。

また、松くい虫による被害については、被害抑制のための健全な松林の整備と防除対策の重点化、地域の自主的な防除活動等の一層の推進を図るとともに、被害の状況等に応じ、被害跡地の復旧及び抵抗性を有するマツ又は他の樹種への計画的な転換の

推進を図り、抵抗性を有するマツの転換に当たっては、気候、土壌等の自然的条件に適合したものを導入する。

また、人工林のスギノアカネトラカミキリ被害については、間伐、枝打ちの適切な実施により健全な人工林管理に努め、未然防止を図るものとする。

なお、森林病虫害等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要がある場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うものとする。

## (2) その他

(1)のほか、早期発見及び薬剤等による早期駆除などに向け、行政機関、森林組合、森林所有者等の連携による被害対策や被害監視から防除実行までの地域の体制づくりに努めるものとする。

## 2 鳥獣害対策の方法(第1に掲げる事項を除く)

第1の1の(1)において定める対象鳥獣以外の鳥獣による森林被害及び鳥獣害防止森林区域外における対象鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害調査を推進し、その結果を踏まえて、捕獲や行政機関、森林組合及び森林所有者等が協力して計画的に行う防護柵の設置等広域的な防除活動等を総合的かつ効果的に推進する。

また、生物多様性の確保の観点から、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交林の育成や複層林の整備、農林産物被害に対して野生鳥獣と地域住民の棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進する。

## 3 林野火災の予防の方法

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、森林巡視、山火事警防等を適時適切に実施するとともに、防火線、防火樹帯等の整備を推進する。

## 4 森林病虫害の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

火入れを実施する場合、火入れ地の面積、形状及び周囲の現況、防火に関する計画等を十分検討し、周囲への延焼を防ぐ最大限の措置を講ずるよう努めるものとする。

なお、火入れに際しては、森林法第21条及び真庭市火入れに関する条例の手続きに従い、適切に行うものとする。

## 5 その他必要な事項

### (1) 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

風害、病虫害等の被害を受けているもの又は被害を受けやすいものであって、森林の健全性の維持の観点から、伐採して更新を図ることが望ましい森林については第21表のとおり示す。特にナラ枯れ被害については、市北部地域から南下し、市中部地域まで広がっている。市北部地域から始まったナラ枯れについては伐倒やカシナガトラップなどの様々な対策を講じてきており、今後は、家屋、登山道、遊歩道等の人的被害が危惧される箇所を重点的に伐採等の対策に取り組むこととする。

第 21 表 病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

森林の区域	備考
(旧川上村) 旧川上村全域 (旧八束村) 旧八束村全域 (旧中和村) 旧中和村全域	
(旧湯原町) 旧湯原町全域	
(旧勝山町) 旧勝山町全域	
(旧久世町) 旧久世町全域	

(2) その他

ア 森林の巡視に当たっては、保安林、制限林の保護及び違反行為の防止、林野火災の防止及び森林病虫害の早期発見に努めるものとし、林野火災の発生しやすい時期には重点的に巡視を行う。

イ 他法令に基づく林業関係以外の計画が当該森林計画の対象とする森林の区域内を対象とする場合は、当計画と十分に調整を図る。

IV 森林の保健機能の増進に関する事項

1 保健機能森林の区域

地域森林計画に定める当該保健機能森林の区域の基準に基づき、保健・レクリエーション機能、文化機能、生物多様性保全機能が高い森林であって、森林施業と森林保健施設の整備を一体的に行うことが適当と認められるものを定めるものとし、区域の設定に当たっては、森林所有者の意向、地域の実情、利用者の動向、森林施業の担い手となる森林組合の存在等を勘案する。

また、当該保健機能森林の区域については、字及び地番並びに林班及び小班により第 22 表のとおり示す。

第 22 表 保健機能森林の区域

森林の所在		森林の林種別面積 (ha)						備考
位置	林小班	合計	人工林	天然林	無立木地	竹林	その他	
旧勝山町 勝山 菅谷	112 ロハニ 88イロ、90イ	37.00 68.00						城山森林公園 勝山美しい森
旧湯原町 小童谷	103 ロ	13.00						霞ヶ丘森林公園

旧久世町 三阪	35 の一部	7.71	3.47	4.24				みやまの里
旧川上村 蒜山上徳山	35, 36 の 一部	95.00						三平山森林公園

## 2 保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

地域森林計画で定める当該保健機能森林の区域内の森林における施業の方法に関する指針に基づき、択伐による複層林施業、特定広葉樹の育成を行う施業等の皆伐以外の方法を原則とし、優れた風致・景観の維持、裸地化の回避による森林の有する公益的機能の維持増進等を旨として定め、造林、保育、伐採その他の施業に区分し、それぞれの望ましい施業の方法、施業を実施する上での留意事項について第 23 表のとおり定める。

第 23 表 造林、保育、伐採その他の施業の方法

施業の区分	施 業 の 方 法
造 林	伐採後は速やかに、植栽又は更新作業を行うこととし、2 年以内に更新を完了させる。 また、植栽はできるだけ多様な樹種構成となるよう配慮するよう努める。
保 育	利用者が快適に散策等を行えるよう、適度な林内照度を維持するため、間伐及び除伐を行う。 (天然林においては、広葉樹育成を推進すべき森林の保育の方法に従い行う。)
伐 採	伐採は保健機能の増進を図るために行うものに限定し、原則として間伐又は択伐とする。

## 3 保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

### (1) 森林保健施設の整備

地域森林計画に定める当該保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する指針に基づき、森林の有する保健機能以外の諸機能の確保に留意しつつ、当該保健機能森林の状況や利用の見通し、周辺地域の既存の施設との連携、調和の観点から整備することが望ましいと考えられる主な森林保健施設、対象森林の樹冠を構成する立木の期待平均樹高(その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高(既に標準伐期齢に達している立木にあってはその樹高))、当該森林保健施設の維持及び運営に当たっての留意事項等について第 24 表及び第 25 表のとおり定める。

第 24 表 森林保健施設の整備

主な森林保安施設	留 意 事 項	
	整備及び維持運営	立木の期待平均樹高
各区域において、遊歩道や案内板を整備する。	自然環境の保全に配慮しつつ、森林の保全と両立した森林の保健機能の増進が図られるよう、地域の実情、利用者の意向等を踏まえて、森林及び森林保健施設の適切な管理、防火体制及び防火施設の整備並びに利用者の安全及び交通の安全・円滑の確保に留意する。	その立木が標準伐期齢に達したときに期待される樹高で、既に標準伐期齢に達している立木にあつてはその樹高のこと。

(2) 立木の期待平均樹高

第 25 表 立木の期待平均樹高

樹 種	期待平均樹高(m)	備 考
スギ、ヒノキ、マツ類、クヌギ、その他針葉樹、その他広葉樹等	概ね 11m～22m	

4 その他必要な事項

特になし

V その他森林の整備のために必要な事項

1 森林経営計画の作成に関する事項

(1) 森林経営計画の作成に関する事項

森林経営計画を作成するに当たり、次に掲げる事項について適切に計画する。

ア IIの第2の3の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ IIの第4の公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

ウ IIの第5の3の森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項及びIIの第6の3の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ IIIの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、経

営管理権が設定された林業経営者は、当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

(2) 森林法施行規則第 33 条第 1 号ロの規定に基づく区域の設定

路網の整備の状況や、その他の地域の実情からみて、造林、保育、伐採及び木材の搬出等を一体として効率的に行うことができると認められる区域を次のとおり定める。

区域名	旧市町村名	林 班	区域面積 (ha)
北房 1	旧北房町 水田・上水田	1～7、17～21	831.90
北房 2	旧北房町 水田・上水田	8～16、22～34	1,370.52
北房 3	旧北房町 皆部	35～39、54～58	716.90
北房 4	旧北房町 阿口	40～53	918.28
北房 5	旧北房町 中津井	59～79	1,263.22
勝山 1	旧勝山町 月田・江川・荒田	1～9、122～132	982.43
勝山 2	旧勝山町 月田・月田本・上・若代・岩井谷・岩井畝・下岩	133～136、139～169、173、205	1,925.03
勝山 3	旧勝山町 下岩・野・清谷・古呂々尾中・曲り・高田山上・神代	24～28、174～204、206～214	2,313.55
勝山 4	旧勝山町 月田・月田本・後谷・後谷畝・若代・若代畝	12～18、22、23、117～121、137、138、170～172、215～225	1,511.10
勝山 5	旧勝山町 福谷・本郷・神代・荒田・星山・組・横部・神庭・三田・江川	10、11、19～21、29～57、60～64	1,949.13
勝山 6	旧勝山町 神庭・正吉・岡・柴原・真賀・見尾・菅谷・星山・竹原	58、59、65～73、76、77、80～94	1,204.59

勝山 7	旧勝山町 山久世・柴原・岡・横部・ 原方	74、75、78、79、95～116	1,330.46
落合 1	旧落合町 上河内・中河内・下河内	1～36	2,073.35
落合 2	旧落合町 大庭・平松・野川・古見・ 田原・赤野・西原・ 法界寺・下見	37～51	852.88
落合 3	旧落合町 向津矢・西河内・上市瀬・ 下市瀬・落合垂水・杉山・ 高屋・福田・中・影・日 名・開田	154～195	2,213.87
落合 4	旧落合町 旦土・吉・上山・野原・舞 高・田原山上	52～93	2,407.34
落合 5	旧落合町 鹿田・下方・木山・日野 上	131～153	1,289.62
落合 6	旧落合町 関・栗原・一色・別所・ 佐引	94～130	2,102.00
湯原 1	旧湯原町 仲間・禾津・見明戸・本庄	1～38	2,038.75
湯原 2	旧湯原町 田羽根・湯原温泉・下湯 原・社・久見・釘貫小川・ 都喜足	54～102	2,511.00
湯原 3	旧湯原町 豊栄・種・小童谷	39～49、103～123、143～150	2,416.44
湯原 4	旧湯原町 栗谷・藤森・黒杭・三世七 原	50～53、124～142、151～169	2,766.48
久世 1	旧久世町 神・富尾・惣・草加部	1～14	779.96
久世 2	旧久世町 久世・三阪・檜西・鍋屋・多 田・檜東・台金屋・目木	15～57、91～93	2,470.66

久世 3	旧久世町 檜西・檜東・余野上・余野下・目木・中原・三崎	58～90、94～103	2,336.60
美甘 1	旧美甘村 延風・田口・美甘	3～13、25～45	1,622.85
美甘 2	旧美甘村 美甘・鉄山・黒田	46～64、82～113	2,564.70
美甘 3	旧美甘村 美甘・黒田・延風・田口	1、2、14～24、65～81	1,488.65
川上 1	旧川上村 蒜山東茅部・蒜山西茅部	1～33	1,372.02
川上 2	旧川上村 蒜山本茅部・蒜山上徳山・蒜山下徳山・蒜山湯船・蒜山上福田	34～70	2,741.78
八束 1	旧八束村 蒜山中福田、蒜山下福田、蒜山富掛田、蒜山富山根、蒜山上長田	2～29	1,419.36
八束 2	旧八束村 蒜山下長田、蒜山下見	30～55	1,997.93
中和 1	旧中和村 蒜山初和・蒜山真加子・蒜山別所	1～16、38～40、47～57	1,463.28
中和 2	旧中和村 蒜山下和・蒜山吉田	17～37、41～46	1,554.84

## 2 生活環境の整備に関する事項

特になし

第 26 表 生活環境の整備に関する事項

施設の種類	位置	規模	対図番号	番号
該当なし				

### 3 森林整備を通じた地域振興に関する事項

#### (1) 特用林産物の推進

本市の特用林産物として代表的なものとしてシイタケがあるが、価格の低迷により生産者数・生産量とも減少の一途をたどっている。しかし、林業経営を安定化させるためには多角的経営が必要であり、森林に関心のある若年層や森林の更なる価値向上に意欲のある企業等を巻き込み、市の最大の資源である森林の様々な可能性を林業経営に活かせるよう、スギやヒノキの建材だけでなく、広葉樹についても積極的に活用できる体制づくりに努めるものとする。

その他の特用林産物等の生産についても関係機関等と協力し、推進していくものとする。

#### (2) 木材流通及び木材加工の合理化

本市には、市の面積の79%を占める森林と、3原木市場、約30の製材所、1製品市場があり、素材生産から加工・流通まで一貫した体制が整い、木材の集散地として西日本有数の規模を誇っている。今後は、偏った年齢構成を平準化するために主伐・再造林を進め、計画的な木材生産と搬出・ストック・流通経費の削減により、コストの低減を図っていくものとする。

また、近年の国際情勢に伴うグローバルな商流のリスクが顕在化したことを受け、国産広葉樹の活用ニーズが高まっており、広葉樹林の価値向上に向け、新たな需要先へのサプライチェーンの構築を図っていくこととする。製材所等の木材加工業者は機械化・専門化が進み、良質な製品を市場に提供しており、今後は、マーケットイン(需要側視点)で展開を図るだけでなく、製材所等が加入する真庭木材事業協同組合等において都市部との連携を図り、新しい価値観を持つ製品を調査研究し、真庭地域での製材業者の安定的経営や製材品などの木材需要の拡大に取り組むものとする。

#### (3) 生産・流通・加工を通じた関係者の合意形成

川上から川下までの関係団体が一体となって合理的な木材生産・加工・流通システム全般にわたり研究し、木材の需要拡大を進める組織として、行政と木材関係団体で組織する真庭システム協議会があり、今後もこの組織を中心に関係者の合意形成を図るものとする。

#### (4) CLTの普及

CLTは、森林整備や木材需要拡大に大きな期待が寄せられており、更にサステイナブルな建材としての観点から社会的ニーズも高まってきている。

市内においても、公共施設、民間施設にCLTを使用した建築物が増加しており、CLTを核に木材の需要拡大を更に加速化させるため、引き続き公共施設への積極的な率先利用を進めるとともに、民間施設におけるモデル的なCLT建築物整備への支援や技術者の育成、CLTに関する情報の発信を推進していくものとする。

#### (5) 木質系バイオマス資源の循環的活用に関する事項

本市においては、林地残材等の木質系バイオマス資源の利活用を推進するため、集積基地、貯木場、山土場、中間ストックヤードなどの資源の流通拠点の整備を行い、産官民が連携し、搬出から利用までの流通基盤が構築されている。

平成 27 年 4 月から真庭バイオマス発電所が稼働し、燃料となる木質系バイオマス資源は順調に収集されている。稼働 8 年目となる令和 4 年 7 月～令和 5 年 6 月の燃料の由来別の収集実績は、間伐材等由来の未利用材(林地残材)が 8.4 万トン(うち、約 3 割が真庭地域から)、製材端材等の一般木材は 2.8 万トンとなっている。燃料となる資源の安定供給に向けて、「オール真庭」の体制で取り組んでいる結果が、燃料の安定収集へとつながっている。

今後においても、継続的に木質系バイオマス資源を有効活用し、林業・木材産業の活性化を図るとともに、資源の循環的利活用を促進し、本業のより一層の強化へつなげていくため、以下の項目を推進する。

#### ア 木質系バイオマス資源の活用設備の増加

本市では、公共施設に木質系バイオマス資源を燃料としたボイラの導入を行ってきたが、一般家庭での木質系バイオマス資源が燃料となる薪(ペレット)ストーブ等の普及率は依然高くはない状態である。近年の化石燃料の高騰により木質系バイオマス資源を燃料とする薪(ペレット)ストーブの関心は高まっており、森林環境の整備及び地域内経済の循環を促進するため、今後も継続的に事業用ボイラや薪(ペレット)ストーブの普及、木質系バイオマス燃料利用の増加を目指す。

#### イ 木材需要拡大及び木質系バイオマス資源の安定供給の強化

これまでの取組で、収集～加工～利用までの効率的な手法の確立が進んできた。木質系バイオマス資源の供給が途絶えることのないよう、資源の利用先の強化・拡大をするだけでなく、森林資源の適切な管理、木材需要の拡大も含め、一体となる取組を行い、安定的に木質系バイオマス資源の安定供給が行われるよう取り組む。

木質系バイオマス資源は、木材や製材品の製造・流通過程で生じる副産物であり、燃料の安定供給や利用量の拡大のために、本流である林業・木材産業における木材や製材品の生産量増加や事業体の経営強化などを目指す。

### (6) 森林認証制度への取組について

森林認証制度は、独立した第三者機関(認証機関)が一定の基準等に基づき、適切な森林経営や持続可能な森林経営が行われている森林から生産された木材・木材製品を分別し表示・管理することにより、持続可能な森林経営を支援する取組で、現在、本市の民有林のうち約 8 割が認証林となっており、今後の国際的な木材取引において、国際基準に合致した管理をしている認証材の流通量の増加を目指す。

## 4 森林の総合利用の推進に関する事項

### (1) 森林の総合利用施設の整備計画

本市は人工林率が高い地域ではあるが、景観の優れた天然林や里山林も多く存在しており、今後も森林の公益的機能の増進のため、必要に応じて、施設の整備、景観の維持向上のための森林整備を行うものとする。

### (2) 公益的機能の維持・向上を図るため特に整備すべき森林に関する事項

勝山美しい森、城山森林公園、みやまの里、クリエイト菅谷、津黒いきものふれあいの

里などの施設が整備され、市民と森林とのふれあいの場や森林学習の場として活用されており、今後も必要に応じて再整備等を行うものとする。

また、市民等に安全に利用してもらうため、施設の老朽化に対応して、適切な維持・管理を行うものとする。

第 27 表 森林の総合利用施設の整備計画

施設の種類	現 状 (参考)		(将来)		対図番号
	位置	規模	位置	規模	
勝山美しい森	旧勝山町 菅谷	68ha			▽1
城山森林公園	旧勝山町 勝山	37ha 原生林、遊歩道			▽2
霞ヶ丘森林公園	旧湯原町 小童谷	13ha 遊歩道			▽3
みやまの里	旧久世町 三阪	8ha 遊歩道			▽4
クリエイト菅谷	旧美甘村 美甘	22ha キャンプ場、センターハ ウス、ドーム、遊歩道			▽5
三平山公園	旧川上村 蒜山上徳山	95ha			▽6
津黒いきもの ふれあいの里	旧中和村 蒜山下和	16ha 学習施設			▽7

## 5 住民参加による森林の整備に関する事項

### (1) 市民参加による取組に関する事項

勝山美しい森、津黒いきものふれあいの里、クリエイト菅谷などの拠点施設において、森林学習や野鳥観察等を開催し、市民が自然のすばらしさを理解し、森林の整備と保全に対する関心を深めるよう努めるものとする。

### (2) 上下流連携による取組に関する事項

本市を流れる旭川水系は、本市を始め、岡山市までの多くの県民の水源として重要な役割を果たしており、森林の持つ公益的機能に対する下流域の住民の理解は深まりつつある。

このことから、下流の住民団体や企業等が水源の森林の造成・保全に参加できる活動を提案し、積極的に参加を働きかけるものとする。

具体的な取組としては、平成 20 年度から美甘・黒田地内に(株)中国銀行と連携し、「ちゅうぎんの森」として森林の整備を行っており、令和 5 年度より新たに森林整備連携区域を広げ、森林の持つ多面的機能の更なる発揮に努めている。

このような活動を通じて下流域の住民の森林に対する理解促進を拡大させていくこと

に対し、今後一層努めていくものとする。

### (3) その他

特になし

## 6 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

第 28 表 計画期間内における市町村森林経営管理事業計画

区域	作業種	面積	備考
該当なし			

## 7 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林(地域森林計画記載森林)においては、当該制限に従った森林施業の方法により適切な管理施業方法の実施を行うものとする。

盛土等に伴う災害を防止するため、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和 36 年法律第 191 号)に基づき、都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに、盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど、制度を厳正に運用するものとする。

別表 1 機能別森林ごとの区域

区 分		森林の区域		面積 (ha)
		旧町村名・林班		
水源の涵養 <sup>かん</sup> の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」以外の森林		52,947.46
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧勝山町	2ニの一部、6イの一部、6ハの一部、6ニの一部、6ホの一部、11ニの一部、11ホの一部、22ロの一部、22ハの一部、23ハの一部、24ハの一部、40ハの一部、40ニの一部、48イの一部、48ロの一部、48ホの一部、48ヘの一部、49イの一部、49ロの一部、50ニの一部、50ホの一部、51イの一部、51ロの一部、51ハの一部、52ロの一部、52ニの一部、52ホの一部、53ロの一部、53ニの一部、53ホの一部、55ニの一部、55ホの一部、55チの一部、56ニの一部、57イの一部、57ロの一部、61ニの一部、61ヘの一部、62イの一部、62ロの一部、62ハの一部、63ニの一部、72ハの一部、73イの一部、73ニの一部、79ハの一部、80イの一部、81ハの一部、83イの一部、83ロの一部、83ハの一部、83ニの一部、83ホの一部、84イの一部、84ロの一部、86イの一部、92イの一部、92ロの一部、96ホの一部、99イの一部、101ホの一部、124ロの一部、138ロの一部、140ニの一部、145ホの一部、150ニの一部、150ホの一部、151イの一部、151ロの一部、152イの一部、152ロの一部、167ヘの一部、	340.30

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	168 イの一部、169 ロの一部、 175 イの一部、175 ロの一部、 185 イの一部、185 ロの一部、 186 ニの一部、186 への一部、 187 イの一部、187 ニの一部、 187 ホの一部、192 イの一部、 193 ハの一部、193 ニの一部、 194 イの一部、201 ロの一部、 219 ニの一部	
	旧落合町	1 イの一部、1 ニの一部、 1 ホの一部、1 トの一部、 7 イの一部、7 への一部、 7 トの一部、9 イの一部、 15 チの一部、15 リの一部、 16 イの一部、16 トの一部、 17 ハの一部、17 ニの一部、 17 ホの一部、19 ロの一部、 19 ホの一部、19 トの一部、 22 ニの一部、24 トの一部、 24 チの一部、25 ハの一部、 25 ニの一部、25 ホの一部、 27 への一部、28 イの一部、 28 ロの一部、28 チの一部、 29 イの一部、30 ロの一部、 30 ハの一部、30 ホの一部、 32 ハの一部、32 ニの一部、 32 への一部、32 トの一部、 32 チの一部、32 リの一部、 35 ハの一部、36 ホの一部、 36 への一部、39 ニの一部、 40 イの一部、40 ロの一部、 47 への一部、48 への一部、 49 ハの一部、52 イの一部、 52 ロの一部、55 ハの一部、 55 ホの一部、55 への一部、 57 ロの一部、57 ハの一部、 57 ニの一部、58 イの一部、 60 ハの一部、60 ニの一部、 66 ロの一部、67 への一部、 67 トの一部、68 イの一部、 68 ロの一部、68 ニの一部、 68 ハの一部、69 ロの一部、 70 イの一部、70 ロの一部、 70 ハの一部、70 ニの一部、 71 イの一部、71 ロの一部、 71 ハの一部、71 ニの一部、 72 ニの一部、72 ホの一部、	560.02

<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>75 ニの一部, 75 ホの一部, 75 への一部, 77 ロの一部, 77 ハの一部, 79 ロの一部, 79 ハの一部, 80 ホの一部, 80 トの一部, 81 ハの一部, 81 ニの一部, 82 イの一部, 82 ロの一部, 82 ハの一部, 83 ハの一部, 83 ニの一部, 84 イの一部, 84 ハの一部, 84 ニの一部, 85 ハの一部, 88 ホの一部, 92 ホの一部, 92 への一部, 95 ハの一部, 95 ニの一部, 97 トの一部, 97 チの一部, 99 ロの一部, 99 ハの一部, 99 ニの一部, 100 イの一部, 100 ロの一部, 100 ホの一部, 101 ホの一部, 102 イの一部, 102 ロの一部, 102 ハの一部, 102 ニの一部, 111 ホの一部, 112 イの一部, 112 ロの一部, 112 ハの一部, 112 ニの一部, 125 ニの一部, 138 ハの一部, 138 への一部, 139 イの一部, 150 ロの一部, 150 ハの一部, 150 ニの一部, 150 ホの一部, 151 ロの一部, 152 ハの一部, 154 ロの一部, 154 ハの一部, 156 イの一部, 156 ロの一部, 158 ホの一部, 158 への一部, 167 ニの一部, 178 への一部, 191 ニの一部, 191 ホの一部, 194 ロの一部</p>	
		<p>旧湯原町 7 イの一部, 7 ロの一部, 7 への一部, 18 ロの一部, 18 ハの一部, 30 ロの一部, 35 ロの一部, 35 ハの一部, 36 イの一部, 37 イの一部, 41 ハの一部, 43 への一部, 50 ハの一部, 50 ニの一部, 50 ホの一部, 54 ハの一部, 60 イの一部, 60 ハの一部, 61 ハの一部, 61 ニの一部, 65 イの一部, 65 ニの一部, 65 ホの一部, 66 ニの一部, 67 ハの一部, 68 ロの一部,</p>	<p>515.73</p>

<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>99 千の一部, 99 リの一部,  100 イの一部, 100 ロの一部,  105 イの一部, 120 トの一部,  122 ハの一部, 122 ニの一部,  124 ハの一部, 125 ハの一部,  125 ニの一部, 126 ロの一部,  126 ハの一部, 127 ニの一部,  131 イの一部, 133 イの一部,  133 ロの一部, 136 ハの一部,  136 ニの一部, 137 イの一部,  137 ロの一部, 138 ハの一部,  138 トの一部, 139 ニの一部,  140 イの一部, 141 ニの一部,  141 ホの一部, 142 イの一部,  149 ホの一部, 149 ヘの一部,  150 イの一部, 151 ハの一部,  151 ニの一部, 151 ホの一部,  151 ヘの一部, 151 千の一部,  151 リの一部, 152 ヘの一部,  153 イの一部, 154 ニの一部,  155 イの一部, 155 ハの一部,  155 ニの一部, 155 ホの一部,  155 ヘの一部, 155 トの一部,  155 千の一部, 156 ハの一部,  156 ニの一部, 156 ホの一部,  156 ヘの一部, 156 トの一部,  157 イの一部, 157 ロの一部,  157 ハの一部, 157 ニの一部,  158 イの一部, 162 ハの一部,  163 イの一部, 163 ロの一部,  163 ハの一部, 163 ニの一部,  163 ホの一部, 168 ハの一部,  168 ホの一部</p>	
	<p>旧久世町</p>	<p>1 ロの一部, 1 ハの一部,  1 ニの一部, 1 ホの一部,  1 ヘの一部, 1 トの一部,  2 イの一部, 2 ロの一部,  2 ハの一部, 2 ニの一部,  2 ホの一部, 2 ヘの一部,  7 ハの一部, 8 ホの一部,  8 トの一部, 10 ホの一部,  10 ヘの一部, 13 ロの一部,  13 千の一部, 27 ホの一部,  27 ヘの一部, 27 トの一部,  29 ハの一部, 29 ニの一部,  38 ヘの一部, 39 イの一部,  39 ロの一部, 46 ヘの一部,</p>	<p>201.94</p>

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	46 トの一部, 47 イの一部, 53 ニの一部, 57 ニの一部, 57 ホの一部, 66 ニの一部, 76 イの一部, 77 ハの一部, 87 ニの一部, 87 ホの一部, 90 ロの一部, 90 ハの一部, 90 ニの一部, 95 ロの一部, 95 ホの一部, 103 ハの一部	
	旧美甘村	1 ハの一部, 2 ホの一部, 3 イの一部, 3 ハの一部, 3 ニの一部, 9 ロの一部, 9 ホの一部, 12 イの一部, 12 ロの一部, 12 ハの一部, 12 ニの一部, 13 ロの一部, 13 ハの一部, 13 ニの一部, 13 ホの一部, 15 ハの一部, 18 イの一部, 18 ロの一部, 18 ハの一部, 23 ロの一部, 23 ハの一部, 23 ニの一部, 24 ハの一部, 24 ニの一部, 27 イの一部, 27 ニの一部, 30 ロの一部, 30 ハの一部, 30 ニの一部, 31 ハの一部, 31 ホの一部, 32 イの一部, 46 への一部, 47 ホの一部, 54 イの一部, 61 イの一部, 64 ニの一部, 65 イの一部, 65 ハの一部, 67 イの一部, 67 ロの一部, 67 ホの一部, 71 ホの一部, 71 への一部, 72 イの一部, 72 ハの一部, 72 ニの一部, 84 ハの一部, 86 ニの一部, 86 ホの一部, 86 への一部, 88 イの一部, 88 ロの一部, 88 ハの一部, 90 ニの一部, 91 イの一部, 91 ロの一部, 91 ハの一部, 103 ニの一部, 107 イの一部, 109 ニの一部, 109 ホの一部, 110 ロの一部, 110 ハの一部, 110 ホの一部	291.73
	旧川上村	2 イの一部, 2 ロの一部, 3 ハの一部, 8 ロの一部, 8 ハの一部, 10 ハの一部, 11 ハの一部, 12 ロの一部, 12 ハの一部, 15 ロの一部,	188.01

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	16 ハの一部, 17 イの一部, 17 ハの一部, 20 ロの一部, 21 イの一部, 35 ハの一部, 35 ニの一部, 42 ハの一部, 48 イの一部, 49 ニの一部, 49 ホの一部	
	旧八束村	23 ハの一部, 23 ホの一部, 26 ハの一部, 26 ニの一部, 26 ホの一部, 26 への一部, 26 トの一部, 34 イの一部, 34 ロの一部, 34 ハの一部, 34 ニの一部, 35 イの一部, 35 ロの一部, 35 ハの一部, 35 ニの一部, 36 イの一部, 36 ロの一部, 37 ハの一部, 37 ニの一部, 47 イの一部, 47 ロの一部, 47 ハの一部, 47 ニの一部, 47 ホの一部, 47 への一部, 47 トの一部, 47 チの一部, 48 イの一部, 48 ロの一部, 48 への一部, 51 イの一部, 51 ホの一部, 51 への一部, 54 ロの一部, 54 ハの一部, 54 ニの一部, 54 ホの一部, 55 への一部	409.55
	旧中和村	3 ニの一部, 3 ホの一部, 4 イの一部, 4 ロの一部, 4 ハの一部, 4 ニの一部, 4 ホの一部, 4 への一部, 4 トの一部, 5 イの一部, 5 ロの一部, 5 ハの一部, 5 ニの一部, 5 ホの一部, 5 への一部, 9 ロの一部, 9 ハの一部, 9 ニの一部, 9 ホの一部, 9 への一部, 9 チの一部, 10 イの一部, 11 ハの一部, 11 への一部, 11 トの一部, 12 イの一部, 13 ハの一部, 13 ニの一部, 13 ホの一部, 13 への一部, 13 チの一部, 13 リの一部, 13 ヌの一部, 13 ルの一部, 13 ヲの一部, 14 ロの一部, 14 ハの一部, 15 ニの一部, 15 ホの一部, 19 ハの一部, 19 ニの一部, 19 ホの一部,	466.46

<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>19 への一部, 21 イの一部, 21 ロの一部, 21 ハの一部, 21 ニの一部, 22 ハの一部, 22 ニの一部, 22 ホの一部, 22 への一部, 23 ロの一部, 24 ハの一部, 24 ニの一部, 24 ホの一部, 24 への一部, 24 トの一部, 24 チの一部, 25 イの一部, 25 ロの一部, 25 ハの一部, 25 ニの一部, 26 イの一部, 26 ロの一部, 26 ハの一部, 26 ニの一部, 26 ホの一部, 27 イの一部, 27 ロの一部, 27 ハの一部, 27 ニの一部, 27 ホの一部, 27 への一部, 27 トの一部, 29 リの一部, 30 イの一部, 30 ロの一部, 30 ハの一部, 30 ニの一部, 30 ホの一部, 30 への一部, 40 トの一部, 47 イの一部, 47 ロの一部, 47 ニの一部, 48 ニの一部, 48 ホの一部, 48 への一部, 49 ハの一部, 50 ハの一部, 50 への一部, 50 トの一部, 53 ハの一部, 53 ニの一部, 53 ホの一部, 53 への一部</p>	
		<p>旧北房町 6 イの一部, 6 ロの一部, 6 ハの一部, 8 ロの一部, 8 ハの一部, 8 ニの一部, 11 への一部, 11 トの一部, 11 チの一部, 11 リの一部, 21 ロの一部, 23 イの一部, 23 ロの一部, 23 ハの一部, 23 ニの一部, 23 への一部, 25 ホの一部, 30 ロの一部, 31 ロの一部, 35 ニの一部, 35 ホの一部, 35 トの一部, 38 イの一部, 40 ハの一部, 40 ニの一部, 41 ニの一部, 41 ホの一部, 42 ハの一部, 42 ニの一部, 42 ホの一部, 42 トの一部, 50 ロの一部, 50 ニの一部, 50 ホの一部, 54 イの一部, 55 ロの一部, 63 ハの一部, 63 ニの一部, 64 イの一部, 64 ロの一部,</p>	<p>223.65</p>

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		64 ニの一部、64 ホの一部、65 イの一部、65 ニの一部、67 イの一部、67 ロの一部、67 ハの一部、69 イの一部、69 ロの一部、69 ハの一部、69 ニの一部、74 イの一部、74 ハの一部、74 ニの一部、79 ニの一部、79 ホの一部	
	快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	該当なし		
	保健・文化・レクリエーション機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧勝山町	71 ハ、71 ニ	19.74
		旧落合町	64 ホ	12.29
		旧美甘村	48 ロ、48 ハ	20.31
		旧北房町	68 ロ	9.53

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	旧勝山町	106 トの一部、107 ロの一部、107 ハの一部、107 ニの一部、166 への一部、167 イの一部	4.37
	旧落合町	26 ニの一部、26 ホの一部、26 への一部	2.61
	旧湯原町	30 ハの一部、134 ロの一部、134 ハの一部、135 トの一部、140 ロの一部、140 ハの一部	9.36
	旧久世町	7 ニの一部、7 ホの一部	5.33
	旧美甘村	3 ハの一部、3 ニの一部、112 ロの一部  1 イの一部、1 ニの一部、1 ハの一部、1 ホの一部、1 ロの一部、2 イの一部、2 ハの一部、2 ホの一部、2 ロの一部、3 イの一部、3 ニの一部、3 ハの一部、3 ロの一部、4 イの一部、4 ニの一部、4 ハの一部、	2,540.64

木材の生産機能の維持増進を図る  
ための森林施業を推進すべき森林

4 ホの一部, 4 ロの一部,  
5 イの一部, 5 ニの一部,  
5 ハの一部, 5 ヘの一部,  
5 ホの一部, 5 ロの一部,  
6 イの一部, 6 ニの一部,  
6 ハの一部, 6 ホの一部,  
6 ロの一部, 7 イの一部,  
7 ニの一部, 7 ハの一部,  
7 ホの一部, 7 ロの一部,  
8 イの一部, 8 ニの一部,  
8 ハの一部, 8 ロの一部,  
9 イの一部, 9 ニの一部,  
9 ハの一部, 9 ホの一部,  
9 ロの一部, 10 イの一部,  
10 ニの一部, 10 ハの一部,  
10 ヘの一部, 10 ホの一部,  
10 ロの一部, 11 イの一部,  
11 ニの一部, 11 ハの一部,  
11 ホの一部, 11 ロの一部,  
12 イの一部, 12 ニの一部,  
12 ハの一部, 12 ホの一部,  
12 ロの一部, 13 イの一部,  
13 ニの一部, 13 ハの一部,  
13 ホの一部, 13 ロの一部,  
14 イの一部, 14 ロの一部,  
15 イの一部, 15 ニの一部,  
15 ハの一部, 15 ヘの一部,  
15 ホの一部, 15 ロの一部,  
16 イの一部, 16 ニの一部,  
16 ハの一部, 16 ヘの一部,  
16 ホの一部, 16 ロの一部,  
17 イの一部, 17 ニの一部,  
17 ハの一部, 17 ロの一部,  
18 イの一部, 18 ハの一部,  
18 ヘの一部, 18 ロの一部,  
19 イの一部, 19 ニの一部,  
19 ハの一部, 19 ホの一部,  
19 ロの一部, 20 イの一部,  
20 ニの一部, 20 ハの一部,  
20 ホの一部, 20 ロの一部,  
21 イの一部, 21 ニの一部,  
21 ハの一部, 21 ヘの一部,  
21 ホの一部, 21 ロの一部,  
22 イの一部, 22 ニの一部,  
22 ハの一部, 22 ロの一部,  
23 イの一部, 23 ニの一部,  
23 ハの一部, 23 ロの一部,  
24 イの一部, 24 ニの一部,

木材の生産機能の維持増進を図る  
ための森林施業を推進すべき森林

24 ハの一部, 24 ロの一部,  
25 イの一部, 25 ニの一部,  
25 ハの一部, 25 ロの一部,  
26 イの一部, 26 ニの一部,  
26 ハの一部, 26 ヘの一部,  
26 ホの一部, 27 イの一部,  
27 ニの一部, 27 ハの一部,  
27 ロの一部, 28 イの一部,  
28 ニの一部, 28 ハの一部,  
28 ホの一部, 28 ロの一部,  
29 イの一部, 29 ニの一部,  
29 ハの一部, 30 イの一部,  
30 ニの一部, 30 ハの一部,  
30 ロの一部, 31 イの一部,  
31 ニの一部, 31 ハの一部,  
31 ホの一部, 31 ロの一部,  
32 イの一部, 32 ニの一部,  
32 ハの一部, 32 ホの一部,  
32 ロの一部, 33 イの一部,  
33 ニの一部, 33 ハの一部,  
33 ヘの一部, 33 ホの一部,  
33 ロの一部, 34 イの一部,  
34 ニの一部, 34 ハの一部,  
34 ヘの一部, 34 ホの一部,  
34 ロの一部, 35 イの一部,  
35 ニの一部, 35 ハの一部,  
35 ホの一部, 35 ロの一部,  
36 イの一部, 36 ニの一部,  
36 ハの一部, 36 ホの一部,  
36 ロの一部, 37 イの一部,  
37 ニの一部, 37 ハの一部,  
37 ホの一部, 37 ロの一部,  
38 イの一部, 38 ニの一部,  
38 ハの一部, 38 ホの一部,  
38 ロの一部, 39 イの一部,  
39 ハの一部, 39 ロの一部,  
40 イの一部, 40 ニの一部,  
40 ハの一部, 40 ロの一部,  
41 イの一部, 41 ニの一部,  
41 ハの一部, 41 ヘの一部,  
41 ホの一部, 41 ロの一部,  
42 イの一部, 42 トの一部,  
42 ニの一部, 42 ハの一部,  
42 ヘの一部, 42 ホの一部,  
42 ロの一部, 43 イの一部,  
43 ニの一部, 43 ハの一部,  
43 ロの一部, 44 イの一部,  
44 ニの一部, 44 ハの一部,

木材の生産機能の維持増進を図る  
ための森林施業を推進すべき森林

44 への一部, 44 ホの一部,  
45 イの一部, 45 ニの一部,  
45 ハの一部, 45 ロの一部,  
46 イの一部, 46 ニの一部,  
46 ハの一部, 46 への一部,  
46 ホの一部, 46 ロの一部,  
47 イの一部, 47 トの一部,  
47 ニの一部, 47 ハの一部,  
47 への一部, 47 ホの一部,  
47 ロの一部, 48 イの一部,  
48 ニの一部, 48 ハの一部,  
48 への一部, 48 ホの一部,  
48 ロの一部, 49 イの一部,  
49 ニの一部, 49 ハの一部,  
49 への一部, 49 ホの一部,  
49 ロの一部, 50 イの一部,  
50 ニの一部, 50 ハの一部,  
50 ロの一部, 51 イの一部,  
51 ニの一部, 51 ハの一部,  
51 ロの一部, 52 イの一部,  
52 ハの一部, 53 イの一部,  
53 ニの一部, 53 ハの一部,  
53 ロの一部, 54 イの一部,  
54 ニの一部, 54 ハの一部,  
54 ロの一部, 55 イの一部,  
55 ハの一部, 55 ホの一部,  
55 ロの一部, 56 イの一部,  
56 ニの一部, 56 ハの一部,  
56 ホの一部, 56 ロの一部,  
57 イの一部, 57 ニの一部,  
57 ハの一部, 57 ロの一部,  
58 イの一部, 58 ハの一部,  
58 ホの一部, 58 ロの一部,  
59 イの一部, 59 ニの一部,  
59 ハの一部, 59 ホの一部,  
59 ロの一部, 60 イの一部,  
60 ニの一部, 60 ハの一部,  
60 ホの一部, 60 ロの一部,  
61 イの一部, 61 ニの一部,  
61 ハの一部, 61 ホの一部,  
61 ロの一部, 62 イの一部,  
62 ニの一部, 62 ハの一部,  
62 への一部, 62 ホの一部,  
62 ロの一部, 63 イの一部,  
63 ニの一部, 63 ハの一部,  
63 ホの一部, 63 ロの一部,  
64 イの一部, 64 ニの一部,  
64 ハの一部, 64 ロの一部,

木材の生産機能の維持増進を図る  
ための森林施業を推進すべき森林

65 イの一部, 65 ニの一部,  
65 ハの一部, 65 ホの一部,  
65 ロの一部, 66 イの一部,  
66 ニの一部, 66 ハの一部,  
66 ロの一部, 67 イの一部,  
67 ニの一部, 67 ハの一部,  
67 ホの一部, 67 ロの一部,  
68 イの一部, 68 トの一部,  
68 ニの一部, 68 ハの一部,  
68 への一部, 68 ホの一部,  
68 ロの一部, 69 イの一部,  
69 ニの一部, 69 ハの一部,  
69 ロの一部, 70 イの一部,  
70 ニの一部, 70 ハの一部,  
70 ロの一部, 71 イの一部,  
71 ニの一部, 71 ハの一部,  
71 への一部, 71 ホの一部,  
71 ロの一部, 72 イの一部,  
72 ニの一部, 72 ハの一部,  
72 への一部, 72 ホの一部,  
73 への一部, 73 ホの一部,  
73 ロの一部, 74 イの一部,  
74 ニの一部, 75 ニの一部,  
75 ハの一部, 75 ホの一部,  
75 ロの一部, 76 イの一部,  
76 ニの一部, 76 ハの一部,  
76 ホの一部, 76 ロの一部,  
77 イの一部, 77 ニの一部,  
77 ハの一部, 77 ホの一部,  
77 ロの一部, 78 イの一部,  
78 ニの一部, 78 ハの一部,  
78 ロの一部, 79 イの一部,  
79 ニの一部, 79 ハの一部,  
79 ホの一部, 79 ロの一部,  
80 イの一部, 80 ニの一部,  
80 ハの一部, 80 への一部,  
80 ホの一部, 80 ロの一部,  
81 イの一部, 81 ハの一部,  
81 ホの一部, 81 ロの一部,  
82 イの一部, 82 ニの一部,  
82 ハの一部, 82 ロの一部,  
83 イの一部, 83 ニの一部,  
83 ハの一部, 83 ロの一部,  
84 イの一部, 84 ニの一部,  
84 ハの一部, 84 ホの一部,  
84 ロの一部, 85 イの一部,  
85 ニの一部, 85 ハの一部,  
85 ロの一部, 86 イの一部,

木材の生産機能の維持増進を図る  
ための森林施業を推進すべき森林

86 トの一部, 86 ニの一部,  
86 ハの一部, 86 ヘの一部,  
86 ホの一部, 86 ロの一部,  
87 イの一部, 87 ニの一部,  
87 ハの一部, 87 ヘの一部,  
87 ホの一部, 87 ロの一部,  
88 イの一部, 88 ニの一部,  
88 ハの一部, 88 ヘの一部,  
88 ホの一部, 88 ロの一部,  
89 イの一部, 89 ニの一部,  
89 ハの一部, 89 ホの一部,  
89 ロの一部, 90 イの一部,  
90 ニの一部, 90 ハの一部,  
90 ロの一部, 91 イの一部,  
91 ハの一部, 91 ロの一部,  
92 ニの一部, 92 ハの一部,  
92 ヘの一部, 92 ホの一部,  
93 イの一部, 93 ニの一部,  
93 ハの一部, 93 ホの一部,  
93 ロの一部, 94 イの一部,  
94 ニの一部, 94 ハの一部,  
94 ロの一部, 95 イの一部,  
95 ニの一部, 95 ハの一部,  
95 ロの一部, 96 イの一部,  
96 ニの一部, 96 ハの一部,  
96 ロの一部, 97 イの一部,  
97 ニの一部, 97 ハの一部,  
97 ホの一部, 98 イの一部,  
98 ニの一部, 98 ハの一部,  
98 ロの一部, 99 イの一部,  
99 ニの一部, 99 ハの一部,  
99 ロの一部, 100 イの一部,  
100 ハの一部, 100 ロの一部,  
101 イの一部, 102 ハの一部,  
102 ホの一部, 102 ロの一部,  
103 イの一部, 103 ニの一部,  
103 ヘの一部, 103 ホの一部,  
103 ロの一部, 105 イの一部,  
105 ニの一部, 105 ハの一部,  
105 ホの一部, 105 ロの一部,  
106 イの一部, 106 ニの一部,  
106 ハの一部, 106 ヘの一部,  
106 ホの一部, 106 ロの一部,  
107 イの一部, 107 ニの一部,  
107 ハの一部, 107 ロの一部,  
108 イの一部, 108 ニの一部,  
108 ハの一部, 108 ホの一部,  
108 ロの一部, 109 イの一部,

木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林		109 ニの一部, 109 ハの一部, 109 ホの一部, 109 ロの一部, 110 イの一部, 110 ニの一部, 110 ハの一部, 110 ホの一部, 110 ロの一部, 111 イの一部, 111 ニの一部, 111 ハの一部, 111 ホの一部, 111 ロの一部, 112 イの一部, 112 ニの一部, 112 ハの一部, 112 ロの一部, 113 イの一部, 113 ニの一部, 113 ロの一部, 113 ハの一部,	
	旧八束村	38 イの一部, 38 ロの一部	4.34
	旧中和村	13 ホの一部	6.86
	旧北房町	28 イの一部, 50 ハの一部, 79 トの一部, 79 リの一部	21.24
木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林	旧美甘村	14 ロの一部, 15 ロの一部, 15 ニの一部, 15 ホの一部, 15 への一部, 16 ロの一部, 16 ハの一部, 16 ニの一部, 16 ホの一部, 16 への一部, 17 イの一部, 17 ロの一部, 17 ハの一部, 17 ニの一部, 18 イの一部, 18 ロの一部, 66 ハの一部, 66 ニの一部, 67 イの一部, 68 ロの一部, 68 ハの一部, 68 ホの一部, 70 ハの一部  (真庭市有林)	23.69

別表2 施業の方法別の区域

区 分		森林の区域		面積 (ha)
		旧町村名・林班		
水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	伐期の延長を推進すべき森林	「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林を推進すべき森林」以外の森林		52,947.46
土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	長伐期施業を推進すべき森林			0.00
	複層林施業を推進すべき森林	旧勝山町	2ニの一部、6イの一部、6ハの一部、6ニの一部、6ホの一部、11ニの一部、11ホの一部、22ロの一部、22ハの一部、23ハの一部、24ハの一部、40ハの一部、40ニの一部、48イの一部、48ロの一部、48ホの一部、48ヘの一部、49イの一部、49ロの一部、50ニの一部、50ホの一部、51イの一部、51ロの一部、51ハの一部、52ロの一部、52ニの一部、52ホの一部、53ロの一部、53ニの一部、53ホの一部、55ニの一部、55ホの一部、55チの一部、56ニの一部、57イの一部、57ロの一部、61ニの一部、61ヘの一部、62イの一部、62ロの一部、62ハの一部、63ニの一部、72ハの一部、73イの一部、73ニの一部、79ハの一部、80イの一部、81ハの一部、83イの一部、83ロの一部、83ハの一部、83ニの一部、83ホの一部、84イの一部、84ロの一部、86イの一部、92イの一部、92ロの一部、96ホの一部、99イの一部、101ホの一部、124ロの一部、138ロの一部、140ニの一部、145ホの一部、150ニの一部、150ホの一部、151イの一部、151ロの一部、152イの一部、152ロの一部、167ヘの一部、168イの一部、169ロの一部、	340.30

<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>複層林施業を推進すべき森林</p>	<p>複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）</p>	<p>175 イの一部, 175 ロの一部, 185 イの一部, 185 ロの一部, 186 ニの一部, 186 への一部, 187 イの一部, 187 ニの一部, 187 ホの一部, 192 イの一部, 193 ハの一部, 193 ニの一部, 194 イの一部, 201 ロの一部, 219 ニの一部</p>	
			<p>旧落合町 1 イの一部, 1 ニの一部, 1 ホの一部, 1 トの一部, 7 イの一部, 7 への一部, 7 トの一部, 9 イの一部, 15 チの一部, 15 リの一部, 16 イの一部, 16 トの一部, 17 ハの一部, 17 ニの一部, 17 ホの一部, 19 ロの一部, 19 ホの一部, 19 トの一部, 22 ニの一部, 24 トの一部, 24 チの一部, 25 ハの一部, 25 ニの一部, 25 ホの一部, 27 への一部, 28 イの一部, 28 ロの一部, 28 チの一部, 29 イの一部, 30 ロの一部, 30 ハの一部, 30 ホの一部, 32 ハの一部, 32 ニの一部, 32 への一部, 32 トの一部, 32 チの一部, 32 リの一部, 35 ハの一部, 36 ホの一部, 36 への一部, 39 ニの一部, 40 イの一部, 40 ロの一部, 47 への一部, 48 への一部, 49 ハの一部, 52 イの一部, 52 ロの一部, 55 ハの一部, 55 ホの一部, 55 への一部, 57 ロの一部, 57 ハの一部, 57 ニの一部, 58 イの一部, 60 ハの一部, 60 ニの一部, 66 ロの一部, 67 への一部, 67 トの一部, 68 イの一部, 68 ロの一部, 68 ニの一部, 68 ハの一部, 69 ロの一部, 70 イの一部, 70 ロの一部, 70 ハの一部, 70 ニの一部, 71 イの一部, 71 ロの一部, 71 ハの一部, 71 ニの一部,</p>	<p>560.02</p>

<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>複層林施業を推進すべき森林</p>	<p>複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）</p>	<p>72 二の一部, 72 ホの一部, 75 二の一部, 75 ホの一部, 75 への一部, 77 ロの一部, 77 ハの一部, 79 ロの一部, 79 ハの一部, 80 ホの一部, 80 トの一部, 81 ハの一部, 81 二の一部, 82 イの一部, 82 ロの一部, 82 ハの一部, 83 ハの一部, 83 二の一部, 84 イの一部, 84 ハの一部, 84 二の一部, 85 ハの一部, 88 ホの一部, 92 ホの一部, 92 への一部, 95 ハの一部, 95 二の一部, 97 トの一部, 97 チの一部, 99 ロの一部, 99 ハの一部, 99 二の一部, 100 イの一部, 100 ロの一部, 100 ホの一部, 101 ホの一部, 102 イの一部, 102 ロの一部, 102 ハの一部, 102 二の一部, 111 ホの一部, 112 イの一部, 112 ロの一部, 112 ハの一部, 112 二の一部, 125 二の一部, 138 ハの一部, 138 への一部, 139 イの一部, 150 ロの一部, 150 ハの一部, 150 二の一部, 150 ホの一部, 151 ロの一部, 152 ハの一部, 154 ロの一部, 154 ハの一部, 156 イの一部, 156 ロの一部, 158 ホの一部, 158 への一部, 167 二の一部, 178 への一部, 191 二の一部, 191 ホの一部, 194 ロの一部</p>	
			<p>旧湯原町 7 イの一部, 7 ロの一部, 7 への一部, 18 ロの一部, 18 ハの一部, 30 ロの一部, 35 ロの一部, 35 ハの一部, 36 イの一部, 37 イの一部, 41 ハの一部, 43 への一部, 50 ハの一部, 50 二の一部, 50 ホの一部, 54 ハの一部, 60 イの一部, 60 ハの一部, 61 ハの一部, 61 二の一部, 65 イの一部, 65 二の一部, 65 ホの一部, 66 二の一部, 67 ハの一部, 68 ロの一部, 99 チの一部, 99 リの一部,</p>	<p>515.73</p>

<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>複層林施業を推進すべき森林</p>	<p>複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）</p>	<p>100 イの一部, 100 ロの一部, 105 イの一部, 120 トの一部, 122 ハの一部, 122 ニの一部, 124 ハの一部, 125 ハの一部, 125 ニの一部, 126 ロの一部, 126 ハの一部, 127 ニの一部, 131 イの一部, 133 イの一部, 133 ロの一部, 136 ハの一部, 136 ニの一部, 137 イの一部, 137 ロの一部, 138 ハの一部, 138 トの一部, 139 ニの一部, 140 イの一部, 141 ニの一部, 141 ホの一部, 142 イの一部, 149 ホの一部, 149 への一部, 150 イの一部, 151 ハの一部, 151 ニの一部, 151 ホの一部, 151 への一部, 151 チの一部, 151 リの一部, 152 への一部, 153 イの一部, 154 ニの一部, 155 イの一部, 155 ハの一部, 155 ニの一部, 155 ホの一部, 155 への一部, 155 トの一部, 155 チの一部, 156 ハの一部, 156 ニの一部, 156 ホの一部, 156 への一部, 156 トの一部, 157 イの一部, 157 ロの一部, 157 ハの一部, 157 ニの一部, 158 イの一部, 162 ハの一部, 163 イの一部, 163 ロの一部, 163 ハの一部, 163 ニの一部, 163 ホの一部, 168 ハの一部, 168 ホの一部</p>	
		<p>旧久世町</p>	<p>1 ロの一部, 1 ハの一部, 1 ニの一部, 1 ホの一部, 1 への一部, 1 トの一部, 2 イの一部, 2 ロの一部, 2 ハの一部, 2 ニの一部, 2 ホの一部, 2 への一部, 7 ハの一部, 8 ホの一部, 8 トの一部, 10 ホの一部, 10 への一部, 13 ロの一部, 13 チの一部, 27 ホの一部, 27 への一部, 27 トの一部, 29 ハの一部, 29 ニの一部, 38 への一部, 39 イの一部, 39 ロの一部, 46 への一部, 46 トの一部, 47 イの一部,</p>	<p>201.94</p>

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）		53 ニの一部、 57 ニの一部、 57 ホの一部、 66 ニの一部、 76 イの一部、 77 ハの一部、 87 ニの一部、 87 ホの一部、 90 ロの一部、 90 ハの一部、 90 ニの一部、 95 ロの一部、 95 ホの一部、 103 ハの一部	
			旧美甘村	1 ハの一部、 2 ホの一部、 3 イの一部、 3 ハの一部、 3 ニの一部、 9 ロの一部、 9 ホの一部、 12 イの一部、 12 ロの一部、 12 ハの一部、 12 ニの一部、 13 ロの一部、 13 ハの一部、 13 ニの一部、 13 ホの一部、 15 ハの一部、 18 イの一部、 18 ロの一部、 18 ハの一部、 23 ロの一部、 23 ハの一部、 23 ニの一部、 24 ハの一部、 24 ニの一部、 27 イの一部、 27 ニの一部、 30 ロの一部、 30 ハの一部、 30 ニの一部、 31 ハの一部、 31 ホの一部、 32 イの一部、 46 への一部、 47 ホの一部、 54 イの一部、 61 イの一部、 64 ニの一部、 65 イの一部、 65 ハの一部、 67 イの一部、 67 ロの一部、 67 ホの一部、 71 ホの一部、 71 への一部、 72 イの一部、 72 ハの一部、 72 ニの一部、 84 ハの一部、 86 ニの一部、 86 ホの一部、 86 への一部、 88 イの一部、 88 ロの一部、 88 ハの一部、 90 ニの一部、 91 イの一部、 91 ロの一部、 91 ハの一部、 103 ニの一部、 107 イの一部、 109 ニの一部、 109 ホの一部、 110 ロの一部、 110 ハの一部、 110 ホの一部	291.73
			旧川上村	2 イの一部、 2 ロの一部、 3 ハの一部、 8 ロの一部、 8 ハの一部、 10 ハの一部、 11 ハの一部、 12 ロの一部、 12 ハの一部、 15 ロの一部、 16 ハの一部、 17 イの一部、	188.01

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	17 ハの一部, 20 ロの一部, 21 イの一部, 35 ハの一部, 35 ニの一部, 42 ハの一部, 48 イの一部, 49 ニの一部, 49 ホの一部	
		旧八束村	23 ハの一部, 23 ホの一部, 26 ハの一部, 26 ニの一部, 26 ホの一部, 26 ヘの一部, 26 トの一部, 34 イの一部, 34 ロの一部, 34 ハの一部, 34 ニの一部, 35 イの一部, 35 ロの一部, 35 ハの一部, 35 ニの一部, 36 イの一部, 36 ロの一部, 37 ハの一部, 37 ニの一部, 47 イの一部, 47 ロの一部, 47 ハの一部, 47 ニの一部, 47 ホの一部, 47 ヘの一部, 47 トの一部, 47 チの一部, 48 イの一部, 48 ロの一部, 48 ヘの一部, 51 イの一部, 51 ホの一部, 51 ヘの一部, 54 ロの一部, 54 ハの一部, 54 ニの一部, 54 ホの一部, 55 ヘの一部	409.55
		旧中和村	3 ニの一部, 3 ホの一部, 4 イの一部, 4 ロの一部, 4 ハの一部, 4 ニの一部, 4 ホの一部, 4 ヘの一部, 4 トの一部, 5 イの一部, 5 ロの一部, 5 ハの一部, 5 ニの一部, 5 ホの一部, 5 ヘの一部, 9 ロの一部, 9 ハの一部, 9 ニの一部, 9 ホの一部, 9 ヘの一部, 9 チの一部, 10 イの一部, 11 ハの一部, 11 ヘの一部, 11 トの一部, 12 イの一部, 13 ハの一部, 13 ニの一部, 13 ホの一部, 13 ヘの一部, 13 チの一部, 13 リの一部, 13 ヌの一部, 13 ルの一部, 13 ヲの一部, 14 ロの一部, 14 ハの一部, 15 ニの一部, 15 ホの一部, 19 ハの一部, 19 ニの一部, 19 ホの一部, 19 ヘの一部, 21 イの一部,	466.46

<p>土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林</p>	<p>複層林施業を推進すべき森林</p>	<p>複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）</p>	<p>21 ロの一部, 21 ハの一部, 21 ニの一部, 22 ハの一部, 22 ニの一部, 22 ホの一部, 22 ヘの一部, 23 ロの一部, 24 ハの一部, 24 ニの一部, 24 ホの一部, 24 ヘの一部, 24 トの一部, 24 チの一部, 25 イの一部, 25 ロの一部, 25 ハの一部, 25 ニの一部, 26 イの一部, 26 ロの一部, 26 ハの一部, 26 ニの一部, 26 ホの一部, 27 イの一部, 27 ロの一部, 27 ハの一部, 27 ニの一部, 27 ホの一部, 27 ヘの一部, 27 トの一部, 29 リの一部, 30 イの一部, 30 ロの一部, 30 ハの一部, 30 ニの一部, 30 ホの一部, 30 ヘの一部, 40 トの一部, 47 イの一部, 47 ロの一部, 47 ニの一部, 48 ニの一部, 48 ホの一部, 48 ヘの一部, 49 ハの一部, 50 ハの一部, 50 ヘの一部, 50 トの一部, 53 ハの一部, 53 ニの一部, 53 ホの一部, 53 ヘの一部</p>	
		<p>旧北房町</p>	<p>6 イの一部, 6 ロの一部, 6 ハの一部, 8 ロの一部, 8 ハの一部, 8 ニの一部, 11 ヘの一部, 11 トの一部, 11 チの一部, 11 リの一部, 21 ロの一部, 23 イの一部, 23 ロの一部, 23 ハの一部, 23 ニの一部, 23 ヘの一部, 25 ホの一部, 30 ロの一部, 31 ロの一部, 35 ニの一部, 35 ホの一部, 35 トの一部, 38 イの一部, 40 ハの一部, 40 ニの一部, 41 ニの一部, 41 ホの一部, 42 ハの一部, 42 ニの一部, 42 ホの一部, 42 トの一部, 50 ロの一部, 50 ニの一部, 50 ホの一部, 54 イの一部, 55 ロの一部, 63 ハの一部, 63 ニの一部, 64 イの一部, 64 ロの一部, 64 ニの一部, 64 ホの一部,</p>	<p>223.65</p>

土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林	複層林施業を推進すべき森林（択伐によるものを除く）	65 イの一部, 65 ニの一部, 67 イの一部, 67 ロの一部, 67 ハの一部, 69 イの一部, 69 ロの一部, 69 ハの一部, 69 ニの一部, 74 イの一部, 74 ハの一部, 74 ニの一部, 79 ニの一部, 79 ホの一部	
	複層林施業を推進すべき森林	択伐による複層林施業を推進すべき森林		
特定広葉樹の育成を行う森林施業を推進すべき森林	旧勝山町	71 ハ, 71 ニ		19.74
	旧落合町	64 ホ		12.29
	旧美甘村	48 ロ, ハ		20.31
	旧北房町	68 ロ		9.53

※「Ⅱの第4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項」に記載する「水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」、「木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林」に区分しているが、森林経営計画ではそれぞれに伐期の制限が設けられている。

#### 【伐採可能林齢】

##### □ 水源涵養機能森林

＝伐期の延長を推進すべき森林＝標準伐期齢＋10 年

##### ・ 山地災害防止機能／土壌保全機能

＝うち長伐期施業を推進すべき森林＝標準伐期齢×2（2割以内で延長又は短縮が可能）

##### □ 木材等生産機能森林＝標準伐期齢以上

別表3 基幹路網の開設・拡張に関する計画

開設	種類	区分	位置 (旧町村名)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5箇 年の計画 箇所	備考
開設	自動車道	林道	旧落合町	間瀬	2,605	230		
開設(改築)	自動車道	林道	旧勝山町	大来尾	900	125		
開設(改築)	自動車道	林道	旧勝山町	藤波北谷	200	82		
開設(改築)	自動車道	林道	旧勝山町	曲り首尾	400	30		
開設(改築)	自動車道	林道	旧勝山町	柴原向	500	68		
開設計					4,605	535		
拡張(改良)	自動車道	林道	旧美甘村～ 旧勝山町	(森林基幹) 作備線	22	1,473	○	法面 路肩 安全施設 排水施設 路体 舗装
拡張(改良)	自動車道	林道	旧中和村	美作北2号線	27	2,548	○	法面 路肩 安全施設 排水施設 路体 舗装
拡張(改良)	自動車道	林道	旧勝山町	作西1号	13	439		法面 路肩 安全施設 排水施設 路体 舗装
拡張(改良)	自動車道	林道	旧勝山町	作西2号	1	873		法面
拡張(改良)	自動車道	林道	旧北房町	三谷	2	65		幅員
拡張(改良)	自動車道	林道	旧北房町	境	2	55		幅員
拡張(改良)	自動車道	林道	旧勝山町	星山	2	242		法面
拡張(改良)	自動車道	林道	旧勝山町	大ナル	2	41		幅員
拡張(改良)	自動車道	林道	旧勝山町	藤波北谷	1	82		路肩
拡張(改良)	自動車道	林道	旧勝山町	山久世	1	303		法面
拡張(改良)	自動車道	林道	旧落合町	清水寺	1	119		路肩
拡張(改良)	自動車道	林道	旧落合町	木山大谷	1	95		路肩
拡張(改良)	自動車道	林道	旧落合町	辻谷	2	95		路肩保護
拡張(改良)	自動車道	林道	旧落合町	大京谷	10	114		局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	旧落合町	東谷	2	97	○	局部改良

開設	種類	区分	位置 (旧町村名)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5箇 年の計画 箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	旧落合町	月田越	3	426	○	幅員改良
拡張(改良)	自動車道	林道	旧落合町	上山長虬	2	209		法面 路肩
拡張(改良)	自動車道	林道	旧湯原町	作西1号	13	439	○	法面 路肩 安全施設 排水施設 路体 舗装
拡張(改良)	自動車道	林道	旧湯原町	山 谷	1	42		付替道路
拡張(改良)	自動車道	林道	旧湯原町	板井戸	1	156	○	局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	旧久世町	横 畝	1	193		局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	旧久世町	赤目石	1	132		局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	旧久世町	セビ谷	1	126		局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	旧久世町	鴻 殖	1	119		局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	旧久世町	惣	1	61		幅員
拡張(改良)	自動車道	林道	旧久世町	西 谷	1	169		幅員
拡張(改良)	自動車道	林道	旧久世町	木 谷	1	168		局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	旧久世町	江 森	1	165		幅員
拡張(改良)	自動車道	林道	旧久世町	鍋 谷	1	121		局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	旧久世町	芦 谷	1	102		法面 局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	旧久世町	小 谷	1	178		局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	旧久世町	銅 々	2	38		法面改良
拡張(改良)	自動車道	林道	旧美甘村	作西2号	8	873	○	路肩 法面 舗装 排水施設
拡張(改良)	自動車道	林道	旧美甘村	黒 畑	1	356		幅員
拡張(改良)	自動車道	林道	旧美甘村	七 段	1	58		法面
拡張(改良)	自動車道	林道	旧美甘村	河田山路	2	263		法面改良
拡張(改良)	自動車道	林道	旧美甘村	月ヶ虬	1	84		幅員
拡張(改良)	自動車道	林道	旧美甘村	湯 谷	1	127		幅員
拡張(改良)	自動車道	林道	旧美甘村	矢 渕	2	240	○	法面 局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	旧美甘村	吉 谷	2	121	○	局部改良

開設	種類	区分	位置 (旧町村名)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5箇 年の計画 箇所	備考
拡張(改良)	自動車道	林道	旧川上村	川上1号	2	587	○	法面改良
拡張(改良)	自動車道	林道	旧川上村	川上2号	2	366	○	局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	旧中和村	栃木谷	1	71		局部改良
拡張(改良)	自動車道	林道	旧中和村	美作北2号	1	376	○	法面
拡張(改良)	自動車道	林道	旧湯原町	古屋	1	261	○	法面
拡張(改良)	自動車道	林道	旧勝山町	桑林	1	33	○	路肩
拡張(改良) 計					148	13,301		
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧勝山町	曲り野呂	2,700	131		
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧落合町	間瀬	800	355		
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧湯原町	山谷	700	42	○	
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧湯原町	一の谷	400	194		
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧湯原町	日尾	600	120		
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧湯原町	羽部	150	13		
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧湯原町	小谷	200	38		
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧湯原町	中山	200	19		
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧湯原町	中山上	400	28		
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧湯原町	金井谷	800	41		
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧久世町	木谷南谷	93	93		
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧久世町	三坂	200	211		
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧久世町	東明	2,282	83		
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧久世町	横畝	130	169		
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧美甘村	林ヶ成	800	63		
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧美甘村	矢渕	2,700	240		
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧美甘村	月ヶ峠	3,200	84		
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧川上村	川上1号	8,000	587	○	
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧川上村	天の岩戸	1,037	34		
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧中和村	登り畝	747	114		

開設	種類	区分	位置 (旧町村名)	路線名	延長(m) 及び 箇所数	利用区 域面積 (ha)	前半5箇 年の計画 箇所	備考
拡張(舗装)	自動車道	林道	旧中和村	四 幸	900	176		
拡張(舗装) 計					27,039	2,835		

注1 開設拡張別に記載し、延長及び箇所数を集計するとともに、開設は総数を記載する。

2 拡張に当たっては、舗装又は改良の内容を( )を付して併記する。

3 区分欄には林業専用道の開設等の場合その旨記載する。

4 支線及び分線については、同一欄にまとめて記載できるものとし、その場合、路線名には主たる支線名等他「〇〇支線他」と記載するとともに、備考欄には支線名及び分線名を記載することとする。

5 利用区域の面積は、当該開設路線の利用対象となる地域の数量である。

6 路線の起点と終点を記載する必要がある場合は、備考欄に記載する。

## 岡山県天然更新完了基準

平成 23 年 12 月 26 日制定

平成 24 年 5 月 8 日改正

## 1 天然更新対象地

本基準の対象とする森林は、森林法第 10 条の 8 第 1 項の規定による「伐採及び伐採後の造林届出書」、同法第 15 条の規定による「森林経営計画に係る伐採等の届出書」において伐採方法を主伐とし、造林の方法を天然更新とする箇所のほか、更新状況を判定する必要がある伐採箇所とする。

## 2 更新対象樹種

後継樹となる更新対象樹種は、アカマツ、スギ、ヒノキ等針葉樹類、ナラ・カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類等その地域に適した高木性樹種とする。

なお、低木性樹種でも、リョウブ等比較的大型で将来的に高木に混じって林冠を形成する可能性のあるものを含めることができる。

※別表参照

## 3 更新及び更新補助作業

(1) 対象とする更新種は、天然下種更新及び、ぼう芽更新とする

(2) 更新補助作業については、「芽かき」、「刈出し」、「植込み」等とし、必要に応じてこれらの作業を実施することで確実な更新を図るものとする。なお、具体的な方法については、「造林技術基準解説(平成 13 年 4 月林野庁監修)」及び「21 世紀おかやまの新しい森育成指針(岡山県林政課)」による。

## 4 更新が完了した状態(更新完了基準)

(1) 後継樹とは、更新対象樹種のうち樹高が 50cm 以上の稚幼樹、ぼう芽枝等とする。

(2) 後継樹が草本類の草丈を超えて、3,000 本/ha 以上成立し、かつ均等に分布した状態をもって更新完了とする。なお、ぼう芽は株立となるため一株で 1 本と数える。

(3) 均等に分布した状態とは、天然更新対象地において、前述の基準を満たしている区域が概ね全域に存在している状態とする。

(4) 地域に適した高木性樹種を補植した場合、後継樹の本数としてカウントする。

## 5 更新調査の方法

(1) 更新調査は、伐採が終了した日を含む年度の翌年度から起算して 5 年を経過する日までに行うものとする。

(2) 調査の方法は原則として標準地調査による。

ア 標準地の数は、次のとおりとする。

天然更新対象地面積	標準地
0.5 ha 未満	1 箇所以上
0.5 ha 以上 1.0 ha 未満	2 箇所以上
1.0 ha 以上	1 ha 当り 3 箇所

イ 標準地は、斜面上部、斜面中部、斜面下部それぞれに設定する。なお、標準地の箇所数が 2 以下の場合、更新の状態が平均的な場所を選択する。

ウ 標準地の大きさは原則 25 m<sup>2</sup>のプロットとする。

エ 明らかに天然更新完了基準を満たしている場合には、標準地調査を省略することができる。この場合、野帳に後継樹のうち主な樹種名 3 種を記載するとともに、天然更新が確認できる現地写真を添付する。

オ 更新調査野帳の様式については、別に定める様式とする。

## 6 更新補助作業の実施

更新調査において、完了基準に満たない場合は、「刈出し」、「植込み」等の更新補助作業を行い、3 年以内の間、経過観察を行う。

## 参考資料

○造林技術基準解説(平成 13 年 4 月林野庁監修)

○21 世紀おかやまの新しい森育成指針：岡山県林政課

「里山林の整備・活用方法：平成 15 年 3 月」

「針葉樹の人工林を針広混交林や広葉樹林に適正に誘導する方法：平成 16 年 3 月」

(別表)

後継樹となる更新対象樹種は、アカマツ、スギ、ヒノキ等針葉樹類、ナラ・カシ類、カエデ類、サクラ類、シデ類、その他その地域に適した高木性樹種とする。

なお、低木性樹種でもウバメガシ、サカキ、ソヨゴ、リョウブ等将来的に高木に混じって林冠を形成する可能性のあるものを含めることができる。

先駆性樹種	ぼう芽更新	高木：10m ≤ 低木：5m ≤10m >	科	樹種(群)名	分布の目安		
					南部	中部	北部
		高木	アワブキ科	アワブキ		○	○
		高木	ウコギ科	ハリギリ		○	○
		高木	ウコギ科	コシアブラ	△	○	○
		高木	エゴノキ科	エゴノキ	○	○	○
	○	高木	カエデ科	カエデ類	○	○	○
	○	高木	カバノキ科	シデ類		○	○
		高木	クスノキ科	シロダモ	△	○	
		高木	クスノキ科	ヤブニッケイ	○	○	△
		高木	クスノキ科	タブノキ、カゴノキ	○	○	
		高木	クルミ科	ノグルミ、サワグルミ	○	○	○
		高木	クワ科	ヤマグワ		○	○
		高木	スギ科	スギ		○	○
		高木	ツバキ科	ヤブツバキ	○	○	○
		高木	トチノキ科	トチノキ		△	○
		高木	ニレ科	エノキ	○	○	△
		高木	ニレ科	ケヤキ		○	○
	○	高木	バラ科	サクラ類	○	○	○
		高木	ヒノキ科	ネズミサシ	○	○	△
		高木	ヒノキ科	ヒノキ		○	△
	○	高木	ブナ科	シイ類、カシ類	○	○	△
	○	高木	ブナ科	ナラ類、クリ	○	○	○
	○	高木	ブナ科	ブナ類、ミズナラ			○
○		高木	マツ科	アカマツ	○	○	○
		高木	マツ科	クロマツ	○		
		高木	マツ科	ツガ		○	
		高木	マツ科	モミ		○	○
○		高木	ミカン科	カラスザンショウ	△	○	○
		高木	ミズキ科	ミズキ、クマノミズキ		○	○
		高木	モクセイ科	アオダモ	△	○	○
	○	高木	モクレン科	ホオノキ		○	○
		高木	モチノキ科	アオハダ		○	○
		高木	モチノキ科	クロガネモチ	○		
		高木	ヤマモモ科	ヤマモモ	○		
		高木	ブナ科	ウバメガシ	○		
	○	高木	リョウブ科	リョウブ	○	○	○
○		低木	ウルシ科	ヤマハゼ、ヤマウルシ	○	○	△
○		低木	カバノキ科	オオバヤシヤブシ	○	○	○
		低木	モクレン科	シキミ	△	○	○
		低木	ツツジ科	ネジキ	○	○	○
		低木	ツツジ科	アセビ	○	○	○
		低木	ツバキ科	サカキ	○	○	△
○		低木	トウダイグサ科	アカメガシワ	○	○	△
		低木	バラ科	ナナカマド			○
○		低木	マメ科	ネムノキ	○	○	○
		低木	ミズキ科	ヤマボウシ		○	○
		低木	モクレン科	タムシバ		○	○
		低木	モチノキ科	ソヨゴ	○	○	○

備考：分布の目安の”南部”は瀬戸内沿岸部、”北部”は中国山地地域